

第2章 低所得高齢者の居住支援事業モデル

2-1 調査概要

(1) 調査目的

居住支援の事業化にあたっては、多様な地域資源を活用し、それらをネットワーク化することが求められる。そのために、情報インフラの整備、キーマンの発掘・育成、財政的な支援を必要とする。居住支援事業の2類型をベースに、ネットワーク型（居住支援協議会等）・伴走型支援（住宅ソーシャルワーク）の居住支援事業の事例を収集し、居住支援事業のモデル化を行う。居住支援の事例収集にあたっては、施設等から地域移行への取り組みを行っている事業も対象とした

(2) 調査対象

① 居住支援協議会の活動状況

- ・ 27 協議会が設立（H24. 11. 30 時点）

② 昨年度居住支援ニーズ調査のフォローアップ

- ・ 熊本市居住支援協議会（ネットワーク型）
- ・ 埼玉県住宅ソーシャルワーカー事業（伴走型支援）

③ 地域居住困難者に対する居住支援を行っている事業者

- ・ 東京都豊島区 NPO 法人ワーカーズコープ 被保護者あんしん支援事業
- ・ A 区 高齢者世帯訪問支援業務
- ・ 救護施設から居宅移行 社会福祉法人聖隷事業団 聖隷厚生園
- ・ 更生保護施設、矯正施設から地域定着に向けての取り組み 社会福祉法人南高愛隣会

(3) 調査方法

- ① 居住支援協議会に電話・メール等を用いて情報を入手。活動状況のデータ整理を行う
- ② 現地に赴き、フォローアップ及び事例検討を行う。
- ③ 現地に赴き、居住支援の事例についてヒアリングを行う。

①～③のデータから入口から出口までの居住支援事例から事業のモデル化を行う。

- ・ 入口支援（住まいの確保）
- ・ 居住支援、自立支援
- ・ 出口支援（いきがい、社会関係の構築、看取り）

■調査対象の特徴

	名 称	特 徴
①	居住支援協議会	住宅セーフティネット法第10条に規定されている居住支援協議会。 H24. 11. 30時点で全国で27協議会が設立されている。
②	熊本市居住支援協議会	住まいの情報を収集し、インターネットを利用し広く公開している。 交通弱者の存在を考慮し、多数の相談窓口を地域に点在。さらに出張相談や相談会を開催。 事務局が地域の関係機関・関係団体等との連携・調整を積極的に支援。
③	被保護者あんしん支援事業	NP0法人ワーカーズコープが豊島区より受託し実施。 生活保護のケースワーカーによる半年に1度の訪問では、高齢者見守りに不安があった。 本事業は支援員が月1回訪問し、見守り・相談対応を行うことで、利用者の住み慣れた住まいで生活の継続を支援する。
④	高齢者世帯訪問支援業務	在宅介護支援センターがA市区町村より受託し実施。 支援員が3か月に1度訪問し、安否確認、相談対応、福祉サービス利用支援を行う。 3か月に1度の訪問では不安な世帯については、見守りを強化し、CWや地域包括支援センターとの連携による支援、入院・入所支援を行う。
⑤	埼玉県住宅ソーシャルワーカー事業	県より委託を受けた社会福祉士の資格を有する「住宅ソーシャルワーカー」が、住み替え及び地域での安定した生活の支援を行う。民間アパート等への転居から、安定した生活まで、マンツーマンで一貫して支援する。地域での安定した生活の支援は有期限で6か月間を基本としている。
⑥	社会福祉法人聖隷事業団 聖隷厚生園	地域での自立生活に向けた訓練と、居住継続の支援を、生活保護法事業と障害者自立支援法事業を組み合わせることで、利用者とのつながりを保ちながら継続的な支援を行っている。
⑦	社会福祉法人南高愛隣会 コロニー雲仙	これまで「司法」と「福祉」の狭間にこぼれ落ちて繰り返し刑務所に入っていた障害者・高齢者を、社会的に包摂し、豊かな地域生活の実現に向け支援を行う。 更生保護施設「雲仙・虹」は社会福祉法人の運営としては全国初。トレーニングセンターあいりんとGH・CH群さつきと組み合わせ、「更生支援」を行っている。事業はいずれも原則有期限。

(4) 調査内容

以下の3点を中心にヒアリングを行った。

- ①居住支援について（事業の背景、実施状況等）
- ②入口支援・居住支援、自立支援・出口支援について
- ③支援の実態についての個別事例

今回の事例は、低所得高齢者を対象としているということは共通しているものの、地域の実情、事業・活動の背景、実施状況、事業・活動種別、補助金の有無や費用体系、対応ニーズ、提供サービスの内容、などが異なっている。

調査においては、各事業・活動対象の特徴を踏まえ、注力している事項についてより詳細にヒアリングを行っている。

居住支援協議会

・設立時期、ホームページの有無、支援・活動実績、協議会枠組み、要住宅確保者からのアクセス方法の整理を行った。

・事業の実施概要、取組みの内容

実施している事業や活動の全体像を把握するため、設立時期、設立してからの現況、事業内容、活動実績、事業全体の枠組みを記載した

・入口支援

情報相談窓口の設置や、出てこられない人の為にアウトリーチを行う等の支援の入口

・居住支援、自立支援

具体的にどのように支援活動を行っているか、基本的な支援の視点や、支援方法、課題

・出口支援

支援の出口として何を想定しているのか、その支援の成果は何か

・居住支援の個別事例

支援の具体的な内容については、個別事例でまとめた。

居住支援事業の概念化

入口から出口まで状況に応じて地域居住ニーズをとらえ自己選択・決定の自立支援

③出口戦略（ソーシャルインクルージョン、コミュニティソーシャルワーク）

【キーワード】参加、自立、主体性、生きがい、役割、継続性、関係性、地域、家族機能、帰属性、社会貢献、資産形成

【重要性】再度、困窮状態にならないように支援 生きる意味・存在理由

【障壁】無関心、制度の硬直化（縦割り行政）、総論賛成・各論反対、

【支援方策】

- ・社会資源との繋がり（容易にアクセス可能）、地域づくり
- ・生きがい、役割づくり、仕事づくり、居場所づくり、仲間づくり
- ・継続的な見守り、関係性の維持、終の棲家、看取
- ・社会資源開発、人的資源開発、制度の改善

②居住支援・自立支援戦略（ソーシャルワーク、介護事業、医療事業、住宅事業、生活支援）

【キーワード】尊厳、選択、契約、責任、共有、回復、介護、医療、自尊心、信頼

【重要性】人間らしく（その人らしく）生きるための支援

【障壁】コミュニケーション能力不足（認知症、知的・精神障害等）。低廉な家賃で入れる住宅が少ない。低所得。劣悪な居住環境。スティグマ（恥の烙印）、制度不信

【支援方策】

- ・ニーズの把握（不安、課題、人生観、期待感）
- ・生活のリズムを整える（要介護、要医療、食事等の生活支援、健康管理）
- ・所得の確保（年金、生活保護、家族からの金銭援助、就労支援）
- ・権利擁護（金銭・財産管理、身上監護、借金解決）
- ・住まいを探す（賃貸物件情報提供、不動産屋への同行、家賃助成）
- ・転居の支援（保証人、緊急連絡先、引っ越し）

①入口戦略（エントリー、ファーストコンタクト）

【キーワード】訪問、挨拶、発見、気づき、相談、交渉、出会い

【重要性】困窮状態に陥る前に支援 生活保護手前の層への早期発見・対応

【障壁】社会的排除、申請主義、個人情報保護、孤立化、無気力、絶望

【支援方策】

- ・アウトリーチ
- ・情報格差の解消（総合相談窓口、相談会、ホームページ等、地域情報誌）
- ・社会資源の整備（バリアフリー化、高齢者住宅、民賃活用、公営住宅の福祉化）
- ・行政機関とNPO等の連携（地域課題の共有化、課題解決ネットワークの構築）

2-2 居住支援事業の事例検討

[居住支援協議会]

① 居住支援協議会 27協議会が設立(H24.11.30 時点)

■制度的フレームワーク

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法（※）第10条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

※根拠法：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年七月六日法律第百十二号）

第10条 地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、居住支援協議会を組織することができる

概要：

（1）構成

- ・地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局
- ・宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体
- ・居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等

（2）役割

・居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施

（3）設立状況

27協議会が設立（H24.11.30時点）

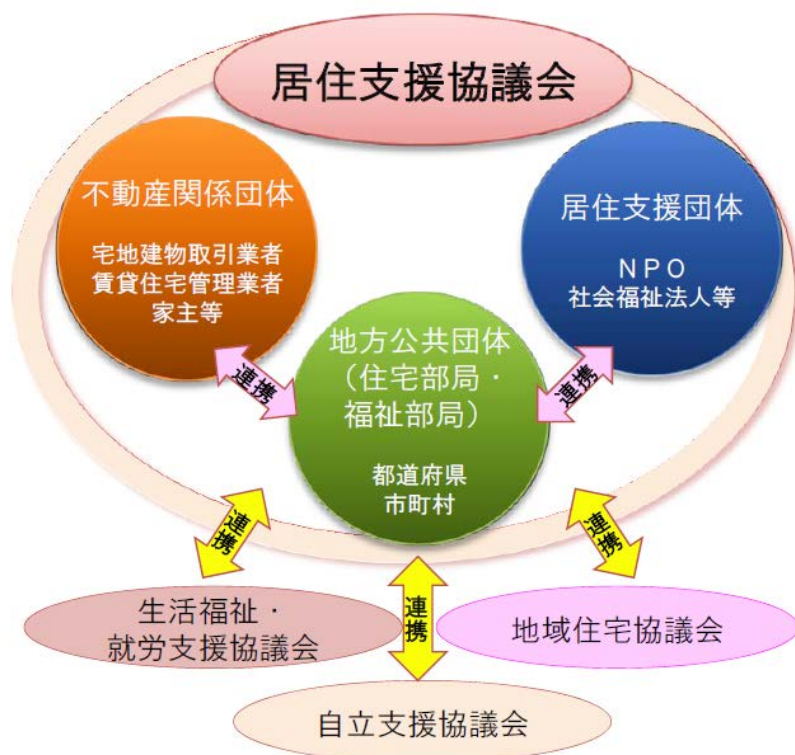
（北海道、岩手県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都江東区、豊島区、神奈川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、京都市、兵庫県、神戸市、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、北九州市、福岡市、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県）

（4）支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

- ・補助限度額：協議会あたり1,000万円
- ・予算額：H24年度7億円の内数

資料：国土交通省



居住支援協議会等の運営状況整理 27か所
事業実施リスト

No.	名称	主要事業名	事務局担当	①設立時期	②設立してからの現況	③活動実績について(何件登録物件があり、何件紹介したのか)	④ホームページ有無	⑤住宅確保要配慮者の主なアクセスの方法(どこに聞けば、または行けば物件を紹介してもらえるのか)	⑥物件紹介の連絡先																						
1	北海道居住支援協議会	北海道あんしん賃貸支援事業	北海道 建設部 建築指導課 建築企画グループ	平成23年2月10日	・平成24年度の協議会は25年2月13日に開催。 ・各構成員の居住支援に関する取り組み状況や、住宅確保要配慮者への住情報提供の充実に向けて意見交換を実施。	・年1回、各団体の居住支援に関する事業内容について情報交換を実施。	http://www.do-sumai.jp/	・北海道の住まいの総合情報サイト「Do住まい」内にある「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業にかかる物件」は http://www.do-sumai.jp/sumai_06/content_03.html ・「北海道安心賃貸支援事業にかかる物件」については、 http://www.do-sumai.jp/sumai_06/content_01.html	・各物件を仲介する不動産会社																						
2	岩手県居住支援協議会	あんしん賃貸支援事業	一般財団法人岩手県建築住宅センター	平成23年9月29日	・住宅確保要配慮者を始め県民や関係団体に協議会組織・活動自体が十分に周知されておらず、協議会のPR、協議会登録団体の確保などに努めている。 ・また、今年度より東日本大震災被災者支援として直接現地に出向き住宅再建に向けた相談事業に参加している。	・県民への居住支援協議会活動内容周知・PR。 ・関係団体、事業者への居住支援協議会活動参加PR。 ・東日本大震災被災者も支援活動対象として住宅再建にむけた「住宅再建相談会」を被災市町村にて定期的に実施。 ・仮設住宅入居者への仮設住宅の暮らし方などをまとめた冊子を作成し配布。 ・協議会会員・住宅確保要配慮者と接する団体・事業者などを対象とした研修会などの企画・提案。(予定) ・登録物件90件内紹介物件0件	http://iwate-kyojushien.jp/	・岩手県居住支援協議会	・事務局(一財)岩手県建築住宅センター 019-652-7744																						
3	福島県居住支援協議会	福島県耐震化・リフォーム等推進協議会	一般財団法人 福島県建築安全機構	平成24年7月13日	・本県の特長として、震災被害に加え原発事故避難者の居住支援が喫緊の課題であることから、これらの方々への住宅再建、居住支援を主とした住宅フェア及び出前相談等を行っている。	・現在の活動実績は前記のフェア及び住宅相談対応で、実績は下記のとおり。相談総数1,048件のうち、居住支援関係は233件。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>期 日</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ふくしま復興住宅フェア</td> <td>H24.12.15(土)～16(日)</td> <td>南相馬市：道の駅南相馬</td> </tr> <tr> <td>H25.2.22(土)～3(日)</td> <td>いわき市：ラトフ6階企画展示ホール</td> </tr> <tr> <td>H25.3.16(土)～17(日)</td> <td>郡山市：ビッグハレットふくしま</td> </tr> <tr> <td>「ありがとう」リフォームセミナー</td> <td>H25.1.19(土)</td> <td>福島市：ハルセ飯坂</td> </tr> <tr> <td>ユニバーサルデザインフェア</td> <td>H24.11.22(木)～23(金)</td> <td>郡山市：ビッグハレットふくしま</td> </tr> <tr> <td>建築士事務所協会キャンペーン</td> <td>H24.11.24(土)～25(日)</td> <td>いわき市：ラトフ6階企画展示ホール</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H25.2.22(金)</td> <td>福島市：コラッセふくしま</td> </tr> </tbody> </table> ・物件登録実績は無し。 ・現在、協議会HP内に「住まいるマッチングナビ(仮称)」サイトを開設予定であり、このなかで買い手(借り手)と売り手(貸し手)との情報交換や交渉により、被災者等の住宅検索に寄与できることを期待している。 ・なお、従前の安心賃貸住宅支援事業については、H23で国の事業が終了したが、福島県と連携しH25を目的に同様の事業を行うことを検討中。	名 称	期 日	場 所	ふくしま復興住宅フェア	H24.12.15(土)～16(日)	南相馬市：道の駅南相馬	H25.2.22(土)～3(日)	いわき市：ラトフ6階企画展示ホール	H25.3.16(土)～17(日)	郡山市：ビッグハレットふくしま	「ありがとう」リフォームセミナー	H25.1.19(土)	福島市：ハルセ飯坂	ユニバーサルデザインフェア	H24.11.22(木)～23(金)	郡山市：ビッグハレットふくしま	建築士事務所協会キャンペーン	H24.11.24(土)～25(日)	いわき市：ラトフ6階企画展示ホール		H25.2.22(金)	福島市：コラッセふくしま	福島県耐震化リフォーム等推進協議会が全ての親会の形になっている。 ・福島県耐震化リフォーム等推進協議会 http://fukushima-taishinreform.jp/ ・福島県居住支援協議会(3月末までに完成予定。) http://www.fukushima-kyojushien.jp/ ・空き家古民家等相談センター http://sundeminka.net/	・前記団体のいずれかに連絡。不動産会員団体に繋げる。 H25について整備の予定。	・前記に同じ
名 称	期 日	場 所																													
ふくしま復興住宅フェア	H24.12.15(土)～16(日)	南相馬市：道の駅南相馬																													
	H25.2.22(土)～3(日)	いわき市：ラトフ6階企画展示ホール																													
	H25.3.16(土)～17(日)	郡山市：ビッグハレットふくしま																													
「ありがとう」リフォームセミナー	H25.1.19(土)	福島市：ハルセ飯坂																													
ユニバーサルデザインフェア	H24.11.22(木)～23(金)	郡山市：ビッグハレットふくしま																													
建築士事務所協会キャンペーン	H24.11.24(土)～25(日)	いわき市：ラトフ6階企画展示ホール																													
	H25.2.22(金)	福島市：コラッセふくしま																													
4	群馬県 居住支援協議会	群馬あんしん賃貸ネットワーク	(財)日本賃貸住宅管理協会 群馬県支部(株式会社群馬総合土地販売 内)	平成23年3月	・年1回の総会、数回の部会を開催。	・現在登録物件は101件、協力不動産店は29社。 ・紹介した件数は把握していない。	http://g-anshin.net/	・ホームページ、ぐんま住まいの相談センター、県市町村の相談窓口で、ホームページ掲載の不動産会社を紹介する。	各物件を仲介する不動産会社(協力不動産店)																						
5	埼玉県居住支援協議会	埼玉県住まい安心支援ネットワーク	埼玉県住まい安心ネットワーク事務局 埼玉県住宅供給公社	平成23年 1月12日	・平成23年 2月16日 平成22年度第1回セーフティネット・子育て支援合同部会開催。 ・平成23年 3月25日 平成23年度第1回運営会議開催。 ・平成23年11月21日 平成23年度全体会議開催。 ・平成24年 1月18日 平成23年度第1回セーフティネット・子育て支援合同部会開催。 ・平成24年 2月17日 平成23年度第2回セーフティネット・子育て支援合同部会開催。 ・平成24年 3月26日 平成23年度第1回運営会議開催。 ・平成24年 5月29日 平成24年度全体会議開催。 ・平成24年 8月30日 平成24年度第1回セーフティネット・子育て支援合同部会開催。	・活動の一環として、高齢者世帯等住宅確保要配慮者を受け入れる物件や仲介業者を登録する「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」を運用している。 ・現在、323戸と73社の仲介業者の登録がある(平成24年度)。平成23年度は、約130件の相談があった。	http://www.sasn.jp/	・埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度に登録している住まいサポート店(仲介業者)で情報提供している。 ・今後、県の住宅相談窓口「埼玉県住宅供給公社住まい相談プラザ」において、ワンストップ相談窓口の設置を図る予定。	住まいサポート店(参考URL http://www.pref.saitama.lg.jp/page/ansintintai.html)																						
6	東京都江東区 居住支援協議会	東京都江東区 江東区 居住支援協議会	東京都江東区 都市整備部住宅課住宅指導係	平成23年7月	・平成23年度、平成24年度 各1回開催。	・平成24年6月～高齢者民間賃貸住宅あっせん相談窓口(毎週火曜午後、一日最大三名利用可能 以下、「火曜窓口」)開設。 ・平成24年9月 区内宅地建物取引業者に対するアンケート実施。 ・協議会としての登録物件なし ⇒協議会構成団体である公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 江東区支部及び社団法人全日本不動産協会東京都本部城東第二支部加盟の不動産会社を取り扱う物件が、火曜窓口での情報提供対象・・・登録物件数不明 紹介(情報提供)物件数73件(2月25日現在)。	http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/kurashi/65177.html	(1)火曜窓口(相談員が希望をヒアリングしながら物件の情報提供を行う) (2)江東区住宅課住宅指導係窓口(希望等記載した申請書を提出随時受付) 平成元年4月制度開始: http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/koreisha/6627/16.html	・江東区都市整備部住宅課住宅指導係(火曜窓口は事前予約制)																						
7	東京都豊島区 居住支援協議会	豊島区居住支援モデル事業	豊島区 都市整備部 住宅課	平成24年7月3日	・7月4日から居住支援モデル事業の公募開始 ・9月3日締め切りで7団体からの応募あり ・9月25日にモデル事業選考委員会を開催し、3つのモデル事業(シングルマザー支援、障害者支援、コレクティブハウス支援)を決定 ・その後は、入居物件探し、入居者説明会を協議会事務局及びモデル事業実施団体とともに実施	・3つのモデル事業実施団体が希望する物件を協議会メンバーである不動産業者が探し、協議会事務局がオーナーに対して、居住支援協議会の目的、事業内容を説明のうえ、協力が得られた物件について、モデル事業実施団体が要支援者を入居させるという形を探っている。ただし、3つのモデル事業ごとにスキームが異なる部分もある。 ・現在、先行して動いているのが、シングルマザー支援事業であり、物件の確保、オーナーの説得、入居希望者説明会を実施した。まだ入居者の実績は無い。	https://sites.google.com/site/oshimakukyojushien/	・現在の問い合わせ先は、豊島区都市整備部住宅課だが、モデル事業が軌道に乗れば、居住支援協議会の事務局(NPO)がその機能を果たす予定。	・平成24年度は、空き家の登録制度は未実施だったが、25年度より空き家バンクの機能を新設し、この中で物件紹介を行う予定。連絡先は未定。																						

居住支援協議会等の運営状況整理 27か所
事業実施リスト

No.	名称	主要事業名	事務局担当	①設立時期	②設立してからの現況	③活動実績について(何件登録物件があり、何件紹介したのか)	④ホームページ有無	⑤住宅確保要配慮者の主なアクセスの方法(どこに聞けば、または行けば物件を紹介してもらえるのか)	⑥物件紹介の連絡先
8	神奈川県居住支援協議会	神奈川県居住支援協議会	かながわ住まい・まちづくり協会	平成22年11月	居住支援部会と団地再生部会を構成し、 ・居住支援部会・・・貸主向けアンケート、サ付住宅見学会等を実施 ・団地再生部会・・・県内のコミュニティ再生の先進事例を紹介する「事例集」を作成、先進事例の見学会を開催 その他、協議会全体として平成23年度には、シンポジウムを開催	・協議会としては物件の登録・紹介を行っていない。	http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/index.html	・高齢者、障害者、子育て・・・かながわ住まい・まちづくり協会 ・外国人・・・かながわ外国人すまいサポートセンター	・主に、あんしん賃貸協力店を案内している。外国人については、「かながわ外国人すまいサポートセンター」の協力店も案内している。
9	富山県 居住支援協議会	民間住宅活用型 住宅セーフティネット整備推進事業	富山県建築住宅課 管理係	平成24年6月14日	・協議会設立後ただちに居住支援協議会事務局に相談窓口を設置。 ・富山県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会富山県本部の業務研修会において、「富山県居住支援協議会」及び「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」について説明。	・「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を実施する住宅として交付決定を受けた住宅の情報を居住支援協議会内、又は一般への周知を行う。	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/kj00011943.html	・富山県居住支援協議会事務局に直接お問い合わせ頂くか、富山県HP上の居住支援協議会の情報掲載ページを参照して頂く。	・同左
10	岐阜県居住支援協議会	岐阜県あんしん賃貸支援事業	岐阜県都市建設部 公共建築住宅課 企画係	平成24年11月30日	○設立前の準備会(8月24日開催)において、関係団体間で、 ・県あんしん賃貸支援事業(以下、「県事業」という。)の推進 ・民間賃貸住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業への連携を協議会の活動の柱とすることを確認。 ・県事業の今後の展開について、事務局(岐阜県)を中心に検討中。 ・国事業については、現在、国で交付決定手続中であるため、登録物件等はなく、事務局において交付決定件数等の公表を行うこととまっている。	・県事業については、協力店舗数の登録が9件、協力店における物件紹介件数が30件です(平成25年1月末現在の累計) ・国事業については、②のとおり特設の活動は未実施。	http://www.pref.gifu.lg.jp/kendo/kenchiku-jutaku/jutaku/kyojyukyo.html	・登録済み協力店のほか、支援団体である地元NPO(可児市国際交流協会)が窓口。なお、不動産の利用状況は常に流動的であることから、紹介物件リストの公開等は行っていない。	・同左
11	愛知県居住支援協議会	あんしん賃貸支援事業	愛知県建設部建築担当局住宅計画課(現在の事務局は、愛知県住宅供給公社である。)	平成20年9月12日	・全体会議(協議の場)を開催している。 <過去の開催状況> 平成20年度 3回 平成21年度 2回 平成22年度 1回 平成23年度 2回	・愛知県居住支援協議会で情報管理している登録物件はない。(予算がないので、事業は実施していない。) ・構成団体相互に情報交換している。 ・国が廃止した「あんしん賃貸支援事業」の後継制度である愛知県独自の「愛知県あんしん賃貸支援事業」に対し、愛知県居住支援協議会の構成団体から協力を得ている。		・「愛知県あんしん賃貸支援事業」に登録された物件を紹介している。 URL: http://www.aichi-kousha.or.jp/anshin/ URL: http://www.pref.aichi.jp/00000471102.html ・民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業に関し、国から情報提供を受けた物件を紹介している。 URL: http://www.aichi-kousha.or.jp/anshin/ URL: http://www.pref.aichi.jp/0000051612.html	・愛知県住宅供給公社で情報提供している
12	三重県居住支援協議会	三重県あんしん賃貸支援事業	三重県県土整備部住宅課 住まい支援班	平成23年1月14日	平成24年1月に活動範囲を拡大(四日市市)。 平成25年1月に居住支援団体を追加。 平成23年度実績 ・民間賃貸住宅相談会の開催(3回) ・居住支援パンフレットの作成 ・外国人居住実態調査の実施 ・全国居住支援協議会連絡会議の開催等 平成24年度実績(平成24年11月30日現在) ・民間賃貸住宅相談会の開催(1回) ・高齢者居住実態調査の着手等	・物件登録数は473室(50棟)。 ・紹介件数は把握していない。(県はあくまであんしん賃貸住宅の登録を行うのみ。不動産店は、要配慮者に対しては、登録物件以外にも入居可能な物件を紹介することが多い。)	http://www.pref.mie.jp/JUTAKU/HP/sumai/anshin/index.htm	・居住支援団体や市役所の相談窓口で対応(窓口では入居の支援等について相談に応じる。物件の案内はあんしん賃貸住宅協力店を紹介することになる。) ・あんしん賃貸住宅協力店(上記ホームページに掲載)を直接訪問。	・上記「あんしん賃貸協力店リスト」および「居住支援団体一覧」を参照 事務局:三重県県土整備部住宅課 電話059-224-2720
13	京都市居住支援協議会	京都市すこやか住宅ネット	京都市都市計画局住宅室住宅政策課(事務局は京都市住宅供給公社。)	平成24年9月13日	<平成24年度実績> ・事業者向けセミナーの開催(1回) ・京都市すこやか住宅ネット設立記念セミナーの開催(1回) ・高齢者のすまいの相談会の開催(1回) ・愛称「京都市すこやか住宅ネット」(京都市居住支援協議会)のホームページの開設 ・居住支援パンフレットの作成	・設立してから「京都市居住支援協議会」の活動を広く周知するためのセミナーを開催している。 ・平成25年2月にはホームページを立上げ、不動産関係団体に協力店や住宅情報の登録を呼びかけている。	http://www.kyoto-sjn.jp/	・「京都市すこやか住宅ネット」より検索 ・紙媒体等による住宅情報の閲覧場所は準備中	・ホームページの住宅情報から協力店を参照してもらう方式。(事務局等であっせん等は行わない。)
14	兵庫県居住支援協議会	兵庫県 ひょうごあんしん住宅ネット	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター(ひょうご住まいサポートセンター)	平成23年11月2日	・会員 地方公共団体(県、15市、8町)、不動産協会等、県住宅供給公社、UR西日本支社、県社協、ひょうご住まいサポートセンター等	○平成23年度活動実績 ・住まい情報(ひょうごあんしん賃貸住宅事業※への登録住宅情報)を提供するWEBサイト「ひょうごあんしん住宅ネット」の整備・運営 ・住み替え相談会の実施 ・住み替え支援に係る研修会の開催 ○ひょうごあんしん賃貸住宅事業の状況 ・登録戸数:1,956戸(平成25年1月31日現在) ・主にHPによる紹介のため、紹介件数は不明	http://support.hyogo-jkc.or.jp/anshin/	・「ひょうごあんしん住宅ネット」より検索 ・事務局・構成団体窓口 ・住み替え相談会	・あんしん賃貸協力店(ひょうごあんしん賃貸住宅制度において物件情報を登録した不動産会社)
15	神戸市居住支援協議会	神戸市 居住支援協議会	神戸すまいまちづくり公社(神戸すまいの安心支援センター「すまいるネット」)	平成23年12月26日	以下のテーマについて検討を進めている。 ・住宅確保要配慮者の居住の安定のための住宅セーフティネットの再構築 ・高齢者の民間賃貸住宅の入居に係る居住支援サービス ・利用可能な空家の有効活用方策(JTIマイホーム借上げ制度の普及)		http://kobekyojyusshien.wed.fc2.com/	・現時点で物件紹介はしていない。	・同左

居住支援協議会等の運営状況整理 27か所
事業実施リスト

No.	名称	主要事業名	事務局担当	①設立時期	②設立してからの現況	③活動実績について(何件登録物件があり、何件紹介したのか)	④ホームページ有無	⑤住宅確保要配慮者の主なアクセスの方法(どこに聞けば、または行けば物件を紹介してもらえるのか)	⑥物件紹介の連絡先																												
16	鳥取県居住支援協議会	あんしん賃貸支援事業	鳥取県 生活環境部くらしの安心局 住宅政策課	平成24年11月	・幹事会を1回開催。	・協議会活動としてはまだ実績なし。	(参考) 鳥取県あんしん賃貸支援事業 ホームページアドレス http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17683	・専任の相談員、協議会事務局又は当課にアクセス。	・専任相談員(東・中部地区担当 090-7135-3686)(西部地区担当 080-1949-3920)																												
17	鳥根県居住支援協議会	鳥根県 居住支援協議会	鳥根県土木部建築住宅課 住宅企画グループ	平成24年3月29日	・当協議会には事業全体を統括する幹事会議と、具体の事業を検討する2つの専門部会有る。 ・設立後、幹事会議を2回、専門部会を各1回開催。	・今年度の活動実績なし。 ・当協議会独自の住宅確保要配慮者に向けた住宅登録・紹介等のネットワークは現在未形成。 ※県が行っている「鳥根県あんしん賃貸住宅支援事業」と連動した体制整備に向けて協議を進めている。		・現在は「しまねあんしん賃貸ネット」HPで紹介。 http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuu-taku/anshinchintai/shimane_anshin_net.html	・同左																												
18	岡山県居住支援協議会	岡山県 居住支援協議会	岡山県居住支援協議会	平成24年8月	・ホームページの開設 ・居住支援協議会の、パンフレット作成中 ・啓発用パネル(4枚組)作成中 ・民間賃貸住宅物件情報(ストック活用型住宅セーフティネット整備推進事業)作成中 ・相談体制の整備 ・先進地での運営に関するヒアリング調査 以上立ち上げ初年度の準備的な事業を行っている。	・電話相談3件あり 主に保証人がいない等の相談で物件紹介までは至っていない。	www.okayama-kyojushien.net/	・岡山県居住支援協議会のホームページからのアクセス。 ・岡山県居住支援協議会のパンフレットに民間住宅及び公営住宅の紹介。	・岡山県居住支援協議会事務局 NPO法人 まちづくり推進機構岡山 TEL. 086-803-3361																												
19	徳島県居住支援協議会	あんしん賃貸支援事業	徳島県 県土整備部 住宅課 企画・木造住宅担当	H23.4.26	・平成23年度については、ホームページ掲載の活動報告を参照。 ・平成24年度については、「平成24年度民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」開始時点から、補助対象"県"となるよう尽力し、現在までに96戸の民間賃貸住宅の交付決定を受けている。	・登録物件数:高齢者10、障害者7、子育て10、外国人7、被災者34、低所得者10 ※ただし、各々に同じ物件が重複しているため、実登録物件数は43件 ・相談および紹介:7名、16物件 ※上記以外に電話相談のみが15件で、その際はホームページを紹介	http://www.tokushima-kyojushien.org/	・公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会	・088-625-0318																												
20	香川県居住支援協議会	香川県居住支援協議会	香川県土木部住宅課 住環境整備グループ	平成24年7月30日	○平成24年7月30日 設立 ○平成24年11月19日 ・香川県居住支援協議会の概要について、事務局である香川県土木部住宅課のホームページに情報を掲載 ・民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業に係る情報提供について、庁内関係部局及び協議会構成団体に文書及び持参にて依頼 ・民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業に係る物件情報一覧を、協議会事務局である香川県土木部住宅課のホームページに掲載	・平成25年3月4日現在、民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業の実施物件である71件の登録物件を公開中。 ・個別の照会はない。	http://www.pref.kagawa.lg.jp/ju-taku/other/	・協議会構成団体並びに県の関係部局等 公益社団法人 香川県宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会 香川県本部 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会 香川県支部 社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 県内17市町(主に住宅行政主務課) 香川県(住宅課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課)	・香川県土木部住宅課(香川県居住支援協議会事務局) 住環境整備グループ TEL: 087-832-3584																												
21	北九州市 居住支援協議会	北九州市居住支援協議会	北九州市建築都市局住宅部住宅計画課	平成24年11月29日	・設立総会となる第1回「北九州市居住支援協議会」を、平成24年11月29日に開催。 ・次回の開催につきましては、平成25年度を予定。	○登録・紹介件数については、国の「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」の実績を回答。 ・福岡県建築都市部住宅計画課及び本市で公開しており、本市分においては、平成25年3月4日時点で、40戸の登録。 ・紹介件数についての実績はない。	・現在、ホームページはない。 ・「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」の補助を受けた北九州市内の民間賃貸住宅一覧 (参考) http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07400029.html	・福岡県建築都市部住宅計画課係 TEL:092-643-3732 ・北九州市建築都市局住宅部住宅計画課 TEL:093-582-2592	・同左																												
22	福岡市居住支援協議会	福岡市高齢者住宅相談支援事業	福岡市住宅都市局 住宅部 住宅計画課	平成21年3月30日	【協議会等の開催状況】 ○平成21年度 ・協議会:1回 ・幹事会:5回 ○平成22年度 ・協議会・幹事会:1回 ・ワーキング会議:4回 ○平成23年度 ・協議会・幹事会:2回 ・ワーキング会議:3回 ○平成24年度 ・協議会・幹事会:2回 ・ワーキング会議:4回	【福岡市居住支援協議会において協議・検討を行い、現在、実施中の入居支援策等】 ①「福岡市高齢者住宅相談支援事業」 ○ 事業開始時期:平成23年4月 ○ 主なサービス内容 ・民間賃貸住宅等への入居に係る相談及び、住宅物件情報・生活支援サービス情報の提供 ・物件内覧や契約時の同行・同席サービス(原則有料、1回あたり500円) ○ 相談窓口:福岡市社会福祉協議会(あんしん生活支援センター) ○ 利用状況(平成25年1月末時点)	(単位:件) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度 計</th> <th>H24年度 計 (H24.4~H25.3)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総相談件数</td> <td>250</td> <td>174</td> <td>424</td> </tr> <tr> <td>相談事案数</td> <td>206</td> <td>174</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>業者紹介件数</td> <td>163</td> <td>122</td> <td>285</td> </tr> <tr> <td>成約件数</td> <td>23</td> <td>12</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>U R</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総相談件数:事業外の相談も含めた相談件数 相談事案数:事業関連の相談件数 業者紹介件数:不動産事業者を紹介した件数 成約件数:成約に至った月において集計した件数</p> ②民間賃貸住宅事業者のホームページを利用した高齢者向け住宅情報の提供 ・民間賃貸住宅事業者のHPにおいて、高齢者であることを理由に入居を拒まない住宅である「高齢者入居支援賃貸住宅」の物件を検索できるように設定している。(平成23年4月より実施、上記①の相談支援事業に活用中)		H23年度 計	H24年度 計 (H24.4~H25.3)	合計	総相談件数	250	174	424	相談事案数	206	174	380	業者紹介件数	163	122	285	成約件数	23	12	35	民間	20	12	32	U R	3	0	3	【民間賃貸住宅等の物件情報を提供する制度】 ○「福岡市高齢者住宅相談支援事業」 ・相談窓口、連絡先 社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター 福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階 TEL:092-751-4338 FAX:092-751-1509 ・相談日時 月曜～金曜:午前9時～午後5時(休日を除く) ・費用 情報提供は無料 ※物件の内覧や契約時の同行・同席サービスは、原則有料(1回500円)	
	H23年度 計	H24年度 計 (H24.4~H25.3)	合計																																		
総相談件数	250	174	424																																		
相談事案数	206	174	380																																		
業者紹介件数	163	122	285																																		
成約件数	23	12	35																																		
民間	20	12	32																																		
U R	3	0	3																																		

居住支援協議会等の運営状況整理 27か所
事業実施リスト

No.	名称	主要事業名	事務局担当	①設立時期	②設立してからの現況	③活動実績について(何件登録物件があり、何件紹介したのか)	④ホームページ有無	⑤住宅確保要配慮者の主なアクセスの方法(どこに聞けば、または行けば物件を紹介してもらえるのか)	⑥物件紹介の連絡先
23	熊本県居住支援協議会	熊本県あんしん賃貸支援事業	熊本県 土木部 建築住宅局 住宅課 計画班	平成24年3月12日	・構成団体による情報交換、連携強化を図ることを主に活動中。 ・熊本県あんしん賃貸支援事業の運営等に関する情報共有、協議及び住宅確保要配慮者への情報提供等を行っている。	・平成25年2月12日に第二回目の協議会を開催。	http://www.pref.kumamoto.jp/oshiki/102/kumamotoanshintai.html	・協議会会員を窓口とし、あんしん賃貸支援事業のHP又は県住宅課に備え付けの閲覧簿によりあんしん賃貸住宅等を紹介。	・熊本県居住支援協議会事務局 (熊本県土木部建築住宅局 住宅課 096-333-2547) ※あんしん賃貸住宅登録物件の空室状況や入居手続等は協力店による個別対応。
24	大分県居住支援協議会	大分県居住支援協議会	大分県土木建築部建築住宅課 企画調査班	平成24年10月22日	・大分県の住宅部局、福祉部局や大分県内の宅建事業者、大分県社会福祉協議会や社会福祉法人など多分野から出席者を募り協議を行い居住支援のあり方検討をおこなっている。	・障がい者や高齢者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅セーフティネットの充実に必要な措置を協議するため「高齢者の住まいと住まい方の実態調査」「障がい者の住まいと住まい方の実態調査」を行った。 ・大分県居住支援協議会が登録・紹介した物件は0件。		・大分県 土木建築部 建築住宅課 企画調査班 まで。	・現在は紹介できる物件はない。
25	宮崎県住生活協議会(宮崎県居住支援協議会)	宮崎県あんしん賃貸支援事業	宮崎県 県土整備部 建築住宅課 住宅企画担当	平成23年11月1日	・宮崎県では、県民の住生活の安定向上のため、住まいづくり支援に取り組む県・市町村・建築関係団体・不動産関係団体等から構成される既存協議会の規約を改正し、居住支援協議会の性格を有するものとした。平成23年度より「宮崎県あんしん賃貸支援事業」を行っており、宮崎県住生活協議会を活用して、当該事業の充実を図っていくこととしており、福祉部局や居住支援団体との協働を検討中。	・現在、あんしん賃貸住宅 45戸、協力店 36社の登録有り。	(参考)宮崎県あんしん賃貸支援事業HP http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/doboku/jutaku/koreisha/page00198.html	・宮崎県住生活協議会事務局において、宮崎県あんしん賃貸住宅等を紹介。	・宮崎県住生活協議会事務局 (宮崎県県土整備部建築住宅課) TEL0985-26-7196
26	鹿児島県居住支援協議会	鹿児島県居住支援協議会	公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 企画部 企画課	平成24年8月8日設立	・民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業説明会の開催(1回)	・登録物件は26件、HPによる紹介のため紹介物件は不明	(暫定) http://www.kjc.or.jp/kyojyu/top.htm	・住宅確保要配慮者は「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」のホームページより物件情報を確認。	
27	熊本市居住支援協議会	Saflenet あんしん住み替え相談窓口	熊本市居住支援協議会	・居住支援協議会設立準備会 平成22年11月9日 ・居住支援協議会 平成23年 7月7日	・不動産関係団体4団体、居住支援団体12団体、及び熊本市で活動をしている。また、顧問として2大学法人の方に参加いただいている。 ・年に1回の総会と4つのテーマ(以下のとおり)を設けた部会を行い、会員のアドバイスを受けながら事業の企画・立案を行い、実施につなげている。 (1)相談窓口・育成 1)毎月の相談会開催(ウェルバル熊本) 2)随時電話による相談と出張相談 3)相談員育成講座開催 年2回 (2)入居支援 1)持家活用住み替えモデル事業 (3)見守り支援 現在、見守り支援を行っている団体の活動状況についての現状把握にとどめており、今後の協議会における見守り支援の方向性を検討中。 (4)情報提供 1)ホームページの更新および改善 2)登録物件の依頼および調査 3)オーナー向けセミナー開催 4)市民向けシンポジウム開催 5)会報 年2回発行	○Webにての登録物件:656件(平成25年3月11日現在) 決定(成約)件数 26件 (相談者もしくは相談員等から報告があったもののみ把握) ・登録物件の中から具体的に紹介した物件数は把握できていない。 ・住宅情報を提供する際、基本的には1物件の提供だけにはせず、複数の物件を提供し、その中から相談者が自ら選択して入居に繋がっているケースが多い。 ・しかしながら、相談後、入居に関する報告がない場合もあり、実数的な把握は難しい状況なので、事務局にて把握している数字のみを報告。 ・我々は、住宅確保要配慮者に対して選択する自由を重視している。決定権はあくまで、その個人であることが重要だと考えている。	http://saflenet.com/	・熊本市居住支援協議会が最初の相談窓口になり、まずは相談者の希望条件を聞き取る。 ・相談者のADLに応じた支援につながる福祉の各専門機関とも連携しながら、不動産会社等へつなぎ、適切な物件の情報提供に務める。 ・相談の依頼は各行政機関から会員である居住支援団体まで、様々な窓口から依頼があり、その相談に随時対応している。	・熊本市居住支援協議会事務局 096-245-5667

② 熊本市 居住支援協議会

熊本市建築計画課・NPO法人自立応援団

居住支援の概要、取り組みの内容

■設立時期

- ・居住支援協議会設立準備会 平成22年11月9日
- ・居住支援協議会 平成23年 7月7日

■設立してからの現況

- ・不動産関係団体4団体、居住支援団体12団体、及び熊本市で活動をしている。また、顧問として2大学法人参加
- ・年に1回の総会と4つのテーマ（以下のとおり）を設けた部会を行い、会員のアドバイスを受けながら事業の企画・立案を行い、実施につなげている

■事業内容

（1）相談窓口・育成

- 1) 毎月の相談会開催（ウェルパルクまもと）
- 2) 随時電話による相談と出張相談
- 3) 相談員育成講座開催 年2回

（2）入居支援

- 1) 持ち家活用住み替えモデル事業

（3）見守り支援

現在、見守り支援を行っている団体の活動状況についての現状把握にとどめており、今後の協議会における見守り支援の方向性を検討中。

（4）情報提供

- 1) ホームページの更新および改善
- 2) 登録物件の依頼および調査
- 3) オーナー向けセミナー開催
- 4) 市民向けシンポジウム開催
- 5) 会報 年2回発行

■活動実績

Web (Saflenet <http://saflenet.com/>) 登録物件：656件（平成25年3月11日現在）

決定（成約）件数 26件

（相談者もしくは相談員等から報告があったもののみ把握。相談会開始から平成25年2月末まで。）

※登録物件の中から具体的に紹介した物件数は把握できていない。

※住宅情報を提供する際、基本的には1物件の提供だけにはせず、複数の物件を提供し、その中から相談者が自ら選択して入居に繋げているケースが多い。

※しかしながら、相談後、入居に関する報告がない場合もあり、実数的な把握は難しい状況ですので、事務局にて把握している数字のみ報告。

※住宅確保要配慮者に対して選択する自由を重視。決定権はあくまで、その個人であることが重要。

年度	相談会	相談日以外の対応 (電話等・訪問相談)	継続 相談対応	成約
23	82	62	182	7
24	49	100※	103	19

(24年度は調査日時点での報告、平成25年2月5日)

※九州北部豪雨災害平成24年7月12日 住替え出張相談(60件)を行った結果

- ・平成22, 23年は漠然とした不安の相談が多かったが、今年度は緊急性の高い相談が増えてきている。
- ・ただし、漠然とした不安は、相談員育成講座を受講した方々が受けているかもしれない。居住支援協議会としては、そういったニーズをくみ取るのは今後の課題。
- ・緊急性の高い相談としては、大家から賃貸住宅を出される、離婚、路上生活者のケースがある。

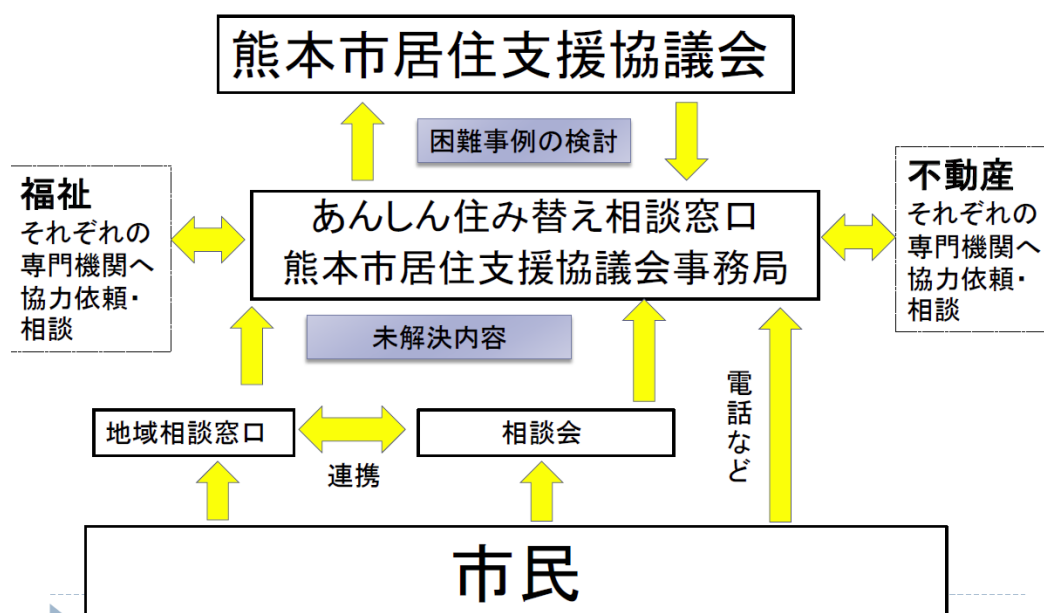
■住宅確保要配慮者の主なアクセスの方法(どこに聞けば、または行けば物件を紹介してもらえるのか)

- ・熊本市居住支援協議会が最初の相談窓口になり、まずは相談者の希望条件を聴き取る。
- ・相談者のADLに応じた支援につながる福祉の各専門機関とも連携しながら、不動産会社等へつなぎ、適切な物件の情報提供に務める。
- ・相談の依頼は各行政機関から会員である居住支援団体まで、様々な窓口から依頼があり、その相談に随時対応している。

■物件紹介の連絡先

電話 096-245-5667 熊本市居住支援協議会事務局宛て

■事業全体の枠組み



入口支援

■情報窓口 普及活動の広がり

- ・事務局の相談窓口で受けている。地域の相談ブランチは、地域包括支援センターが受けていけるように勉強会を開催している。地域によっては温度差があるが、徐々に広がってきている。地域包括支援センターの対応方法は、フェイスシートに相談内容を記入してもらい、居住支援協議会に繋いでもらう。その結果をフィードバックする体制づくりを行っている。
 - ・地域包括支援センターと居住支援協議会との連携は2つ。
- ①地域包括支援センターのグループ勉強会に居住支援協議会が招かれる。ミニ相談員育成講座を行う。
 - ②地域包括支援センター主催の地域の普及・啓蒙活動（老人会等、いきいきサロン）への出張講座。

■相談員育成事業

- ・相談員登録 42名
- ・相談員と地域包括支援センターの連携はもう少し時間がかかるが、相談員のなかには、地域包括支援センターの職員がいる。
- ・集まることが大事、集まる中で情報交換をしていく。そういった構想でやってみたが、なかなか集まらない。
- ・現在の相談員は、不動産業者であっても福祉の意識が高い人であるためスキルが高い。そのため、講座形式で基本的なスキルを身につけるという内容ではなく、ケース会議（参加者：6名程度）を行った。事例を出して検討した。事例は、相談を受け、居住支援協議会事務局が対応したけれども、うまくいっていない・困っている。どのようにしたらよいかというディスカッションをしていくなかで、お互いの認識が深まっていく。ケース会議は、15名程度の集まりで開催できるとちょうどいい。
- ・半年に1回開催。半年の間におこった事例を検討している。

居住支援・自立支援

■活用が増えた団体

- ・これまで問題が可視化されていなかった団体からの引き合いが多くなっている。母子福祉センター、国際交流振興事業団、ホームレス支援団体等。

出口支援

■出口設定

- ・転宅後のフォローアップをどう考えて行けばよいか。押しつけのフォローアップになってはいけな
いと考えている。相談に来られる方々は、住まいが決まればそれ以上の用がなく、どこまで支援が
必要かは難しい。居住支援協議会が目指すのは、福祉団体と繋ぐ、または地域の方々と繋ぐのが出
口。ただし福祉団体の力量、支える側の支援体制は小地域単位でみると福祉力に差があるため、地
域差を考慮せずに地域に任せてしまうのは危険と考える。地域力をつけていくためにも、啓発活動
が必要。
- ・相談内容は転居相談よりも、生活相談の方が70%を占めている。それこそ、住み替えしなくてもい
いのではないかという事例もある。いつでも、気楽に相談できる場所があるのも出口ではないか。

- ・居場所づくりから福祉関係に繋げていくことも出口であろう。しかし、居場所に自力で来られる方々は比較的元気なためそれほど心配しなくてもよい。居場所をつくってもそこに来られない方々へのアプローチが必要ではないか。そこがなかなかつかみ切れていない。障害者の方々も福祉サービスを利用している人は1、2割程度。サービスを利用せず、困っている人を早期に掴むかが課題。

支援個別事例

■離婚した母親の事例

- ・離婚をして、家を出なくてはならないと相談を受ける。相談を重ねていくうちに、長男に障害があり、下の子は不登校になり悩んでいた。母子福祉センターに相談に行き、住まいの事なら居住支援協議会があるということで依頼があり繋がった。居住支援協議会としては、母親が全て抱えるのではなく、長男であればグループホームがあるし、引きこもりであれば日中活動支援として就労継続支援があると伝える。
- ・母親は生活困難な子供を抱えパートも難しかったため、保護課に働きかけを行い、本人も福祉事務所に相談に行った。結果、生活保護を受けつつ、子供たちの自立に向けて生活の再建を行った。住居も、住宅扶助内の4万円のアパートに転居が決まった。母親は、そのような制度があることをこれまで知らなかった、どこも教えてくれなかったという。このような情報を入手できる場所を知らない人が多いのが現状と思われる。的確な情報を伝えることが求められている。
- ・保護課も居住支援協議会の構成員のため、このような事例が起きた場合であっても、迅速な対応が取れた。

■住まい活用のミスマッチの事例

- ・独居の父親が亡くなった。親族は住まないから、空き家を障害者の方の住まいに使ってほしい。福祉の事なので、区役所の福祉課に相談しに行った。福祉課としても、このような相談を受けても住宅の活用は管轄外なので対応できない。住民側からすれば、福祉の事だから行政がなんとかしろと。このような経緯があって、居住支援協議会の方に話が回ってきた。情報のミスマッチがおきている。適正な情報を仕入れることが出来ないために、生活のマネジメントができていない。

今後の課題・事業の成果等

■居住問題への認識

- ・住まいは生活に密着しているため、ハードのみならず、ソフトも関わってくる。市役所の一部署だけで行うのは限界がある。住宅政策としても福祉部門、環境部門と連携して考えて行かなくてはならない。その第一歩として居住支援協議会を設置し、公的な連携のみならず、民間の活力を生かした連携を行っている。
- ・公的責任の範疇として、民間（NPO等）の活動ノウハウを施策に活用していこうと考えている。
- ・公と民との関係性を考える際に、なんでもかんでも公の責任にすると全てを公に頼ってしまう。市民が自らの課題を解決する動きが必要。特に資源が乏しい所は、公の負担が大きくなってしまう。
- ・公と民の責任の切り分けをするのではなく、お互いの得意分野を理解して、活用するのが正しい方向性だと考える。公が得意なのは「情報発信能力」。企業が得意なのは経営資源「人材」「物」「金」を使えるところ。NPOは人の繋がり（ネットワーク）が得意。強みを生かし合う関係性。ただし難しいのはお互いの違いを認め合うこと。責任の押し付け合いだとうまくいかない。

■居住施策への反映

- ・相談件数や転居数もあるが、個別対応のため、単純な数の集計で成果とするのには難しい。住宅政策としては、「市民が安心して民間賃貸住宅に住みやすい環境を整備する」相談支援が入口であった。県では「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（2012年4月1日）」を策定し、入居を断らない社会づくりが行われた。

参考 条例 第8条（9）不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

■入居者支援・参加による成果

- ・平成24年度より入居支援に力を入れている。市では空き家が増えている。民家の空き家を活用して居住困難者を支援する仕組みづくり。市内において6LDKで7~10万円する物件を、2万9千円で貸すスキーム。今年度事業化して3地区試行した。できたのは中緑地区であった。居住支援協議会の補助金を活用した事業。主にコーディネートを行う。改修費はオーナー負担。
- ・中緑地区は小学校全校生徒数が約40人しかおらず、歴史ある中緑小学校を残したい。そのためには、子供たちに住んでほしい。地区は高齢者が増え、空家も増えているから活用できないかということで、地域住民（自治会）が家主（住んでいないため、資産相続した子供）を口説きに行った。家主も地域の活性化のためならと低家賃での賃貸を了承していただいた。10年後にこの町に戻ってきたときに、空家を放置していれば改修費が高くなる。人が住めば、修繕も行うし、住環境はよくなるから、損はない。そのため、10年の定期借家契約にしている。草木で荒れた庭を、地域の人達が草刈りして住める環境を作っていた。家財は、バザーを開いて、持って行ってもらい、不要なものは廃棄処分した。ダゴ汁を用意して、内覧会を行った。
- ・入居条件としては「あなたはどんな地域活動をしたいかと考えているか」を盛り込んでいる。夏祭りにも参加したいし、子供たちも地域の活動に参加したい。9件の応募があった。運営委員会を開いて審査を行い、子供が3人いるご家族を選定した。
- ・地域としても、地域活動の意識の高い家族が流入してくるので、地域活性化のモデルとして成果がでている。自治協議会も変わって、コミュニティをおこしていこうというのが提案。成功している事例は、格安サービスを提供しお客様として地域にきてもらうのではなく、地域にどれだけ参加（貢献）するかを基準にしている。

■生活困窮対策に求められるもの 繋がりの再構築

- ・相談を受けていて思うのは、多様化していろいろな制度があるのに生きづらさがあり、絆が切れてしまっている人たちであること。母子家庭であれば離婚という社会的障壁による経済的困窮が起こり地域との縁が切れる。親子との縁が切れる。高齢であれば、地域の仲間が亡くなっていき、取り残され、心身も低下していく過程のなかで縁が切れる。繋がりの再構築が求められている。

平成24年度持家住み替えモデル事業

主催：熊本市居住支援協議会

地域活性&子育て支援

入居者募集

127(金)~9(日)限り
内覧会開催!

中緑小学校
まで徒歩5分!

中緑保育園も
すぐそば!

- 木造一戸建て
- 駐車場あり
- 庭を畑へ転用可
- 南向き日当たり良好

3日間限りで
内覧会を開催!
皆様のご来場を
お待ちしております

ウサギ
と
犬
と
猫



- 1. 定期借家契約期間：5年
- 家賃：1ヶ月分(29,000円)
- 退去保証人1名をお選びください
(退去保証人は、ご家族以外の方、家賃滞り保証は不可)
- 平成25年3月末までに入居
- 熊本市自治会へご加入ください

家賃：**29,000円**



主催：熊本市居住支援協議会

協力：中緑校区自治協議会

お問合せ：熊本市居住支援協議会事務局(担当：酒江、岩内、高村)
〒861-5535 熊本市北区貢町780-8(フードバル熊本)

連絡先：TEL 096-245-5667(電話は、月曜日~金曜日の10:00~17:00まで)

FAX 096-288-1753 / メール kyojusen@ind.bbq.jp / ホームページ：<http://saflanet.com/>

応募方法は
ウラ面を
ご覧下さい



③ 東京都豊島区 被保護者あんしん支援事業

豊島区生活福祉課・NPO 法人ワーカーズコープ としま宙(そら)事業所

居住支援の概要、取り組みの内容

■事業開始

- ・2011年4月1日 豊島区より NPO 法人ワーカーズコープが業務委託を受け実施

■開始してからの現況

- ・支援対象者 65歳以上生活保護受給者で居宅生活を送る高齢者世帯、要事業利用の承諾を得た方
- ・支援人数 2012年12月現在 581人
- ・支援者数 7人

■事業内容

(1) 訪問相談支援

月に1回を基本に住居を訪問。訪問時間は1回15～30分。時には1時間以上になる場合もある。安否確認、生活環境確認、および生活状況の把握。日常的な相談受付

(2) 生活課題解消支援

支援対象の生活課題を限定 ・介護保険利用 ・介護予防事業利用 ・金銭管理方法 ・法律相談 ・銀行等口座等開設の手続き支援 ・口座引落とし手続き ・住居維持管理 ・固定電話、携帯電話契約、利用の支援 ・消費生活被害相談の利用

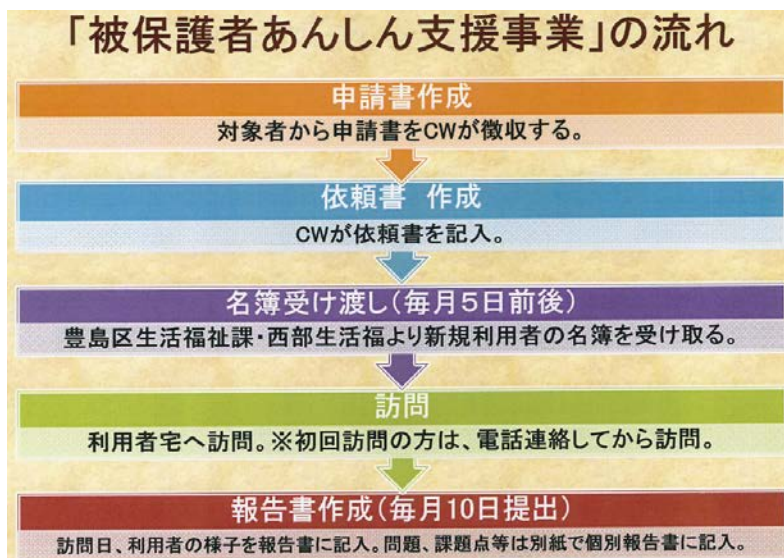
(3) 社会参加促進支援

社会参加を促す。・地域プログラム参加 ・ボランティア参加 ・就労(シルバー人材センター、ハローワークの紹介のみ)

■活動実績

- ・他法他施策を重視
- ・H23年4月事業スタート。支援対象者の上限は540名

■事業全体の枠組み



入口支援

■行政からの委宅 NPO 法人ワーカーズコープ としま宙事業所の取り組み

- ・行政から話を受けた際は訪問類型C型の安定したケースであり、半年に1回訪問のみ、しかしその夏が非常に暑く、多数の方が亡くなられた為、安否確認を重点的に行って欲しいという話だった。実際に事業を開始した当初は病状や要介護度が軽度の方が多く、本人の承諾を前提にしているため、訪問しても嫌がらずに受け入れて下さる方が多かった。
- ・しかし途中から介護保険の利用を断っておられる方が多かったため、介護保険の利用を勧めてほしいというケースが多くなった。訪問をした際に状況を聞いて、抱える課題を考え、一緒に解決していくという事例が段々増えていった。話相手となって欲しいという要望も多い。生活保護を受給するようになった際に、周りとの関係を断ち切ってしまった方もたくさんおり、私たち（NPO）が訪問する以外では月に1回医者としか喋らないという方も結構多く、本当に皆さん孤立してしまっている。
- ・現在は全体で540人の方を訪問している。本人の同意を得なければ訪問が出来ない為、課題のあるケースワークの事例も出しにくかったようであるが、今はどんどん出てきている。

居住支援・自立支援

■生活保護を受給している高齢者への支援（区担当者の考え方）

- ・豊島区内の高齢者の見守り事業は、生活保護に関わる生活福祉課等だけではなく、高齢者福祉課などでも行われている。そういった他の課が行っている見守り事業との違いは、あくまでも生活保護を受給している高齢者のみを対象としている事と、生活保護事業による支援の一形態として行っている事が前提であることの2つ。NPO 法人に業務委託し、支援員が月1回訪問する形が基本。これは生活保護のケースワーカーが年2回訪問した上で、それとは別に更に月1回の訪問が行われる。見守りと安否確認は必然的に含まれるが、その上で見守り事業を受けている生活保護受給者の生活状況を確認し、介護保険の申請を行う必要性が有るかどうかなど等やどのように生活をしているのか、その内容についても確認を行う。
- ・地域の行事への案内など、生活保護受給者が外へ出かける支援を行っている。豊島区の区民ひろばへ誘ったり、ワーカーズコープが時折主催する無料映画会、ボランティアやサークルなど外出が可能な方には定期的に通って居場所となれるような機会を提供する。生活保護受給者はどうしてもそういう情報に疎くなりがちであるため、そのサポートを行っている。

出口支援

■出口設定 地域との接点 ワーカーズコープが開催する映画会

- ・区民ひろばは敷居が高いと感じている方もいる為、ワーカーズコープの全国本部が池袋にあるのだからと「池袋盛り上げ隊」という活動を始め、その一環として高齢者向けの映画会を月に1回行っている。支援員が当日スタッフとして参加している旨を話したところ、当日参加してくれた。それをきっかけに区民ひろばでも映画をやっていると参加への理由付けにしている。このように外部への活動が広がるきっかけになっている方もいる。
- ・逆に支援員と話しているだけで満足してしまっている方もいる。できれば地域社会へつなげていきたいと思う。

■他法他施策への繋ぎ、ケースワーカー等への報告

- ・支援員が訪問を開始してから半年後に介護保険の利用が始まる、といった事例が増えてきているので、ケースワーカー等への情報の提供は介護保険などの他の生活支援事業の利用に対しても役に立っているのではないかと思う。
- ・殆ど家の事も出来なくなってしまった方やゴミ屋敷になってしまっている方など、その方の生活状況をそのままケースワーカー等へ報告している。
- ・介護保険の利用につなげてから、穏やかな態度になられた方も多い。支援員だけが自宅へ訪問していた時には時折いらだちを見せることがあった方が、介護保険を利用するようになって、訪問ヘルパー等の人の出入りが盛んになると慣れてきて落ち着いた印象を受けた。生活も見違えるように改善してきている。訪問した際の情報は月1回の報告書にて、共有している。また急病や怪我等の緊急性が高い案件の場合は、即座に連絡をしている。

支援個別事例

■70歳単身男性への訪問相談支援の事例

- ・脳卒中で倒れた後、右のマヒが残ってしまったが単身で頑張っている70歳になった男性高齢者の方がいる。アパートの1階で生活しており、最初に訪問した際には2階の騒音がうるさく、気になってどうしようもないという悩みを話してくれた。騒音に関わるトラブルは結構多い。本人は2階の方も生活保護を受給しているため、ケースワーカーに話せば何とかかなと思っていたという。
- ・実際、住居の問題は本人同士の問題の為、ケースワーカーは立ち入れない。当初はどうにもならない憤りを訪問する度にぶつけていた。
- ・しかし訪問を繰り返すごとにこちらの訪問を楽しみにして下さるようになり、決まった週の曜日に訪問が無いと、電話で問い合わせをしてこられる程だった。話好きでも友達が少なく、体を壊されてからは動くことが困難になり友達がさらに減ってしまった。しかし、支援員と話をしている内に、2階の騒音など周囲に対する愚痴しか口にしない方であったのが、もっと友達を作りたいとおっしゃられるようになった。障害を持っていることに引け目を感じておられるようだったので、大丈夫だからと話して豊島区の区民ひろばを紹介した。一人で行くのはどうしても怖いとの事だったので、最初は同行するからと誘ったところ、同意して出かけるようになった。2階への苦情もあまり口にしなくなり、「2階がわずらわしいのなら自分が外へ出かければいい」等と話す等、前向きな生活態度になった。今後は自分から外へ出て、楽しみを見つけるようにすると話している。

今後の課題・事業の成果等

■参加への認識

・とにかく人と関わるのが嫌いな方がおり、支援員が区民ひろばなどに何度も誘ったが人と関わるのが面倒臭いと断られていた。しかし訪問して話を聞いている内に映画が非常に好きだということが分かり、池袋盛り上げ隊の映写会に誘ったところ、承諾し参加するようになった。映写会に参加するようになるとそれが楽しかったらしく、毎月楽しみにするようになった。すると区民ひろばにも行くようになった。1度映写会に参加しなかったことがあり、不思議に思い尋ねてみると、地域の自治会が開催しているお祭りのお手伝いをしていたと楽しそうに話した。映写会の帰りに区民ひろばによった所、知り合いに誘われたとの事だった。最近では区民ひろばの映画会にも数多く参加しているとの事であった。



池袋盛り上げ隊 懐かしの銀幕映写会

④ 高齢者世帯訪問支援業務

A 在宅介護支援センター

居住支援の概要、取り組みの内容

■事業開始

- ・平成23年4月から開始。A市区町村内に設置している在宅介護支援センターに業務委託。

■開始してからの現況

- ・支援対象世帯 65歳以上の保護年齢の者のみで構成され、管内に居住する者（一時入院・入所中の者を含む）がいる世帯

■事業内容

- ・A市区町村が「高齢者世帯に対する訪問および日常生活支援事業」の業務を委託した在宅介護支援センターの支援員は、総合福祉事務所の地区担当員と連携しながら支援対象世帯に対して次の支援業務を行う

(1) 居宅訪問を実施して、世帯員の安否確認を中心に日常生活の状況を把握する見守り支援

3ヶ月に1度、居宅訪問を実施して、世帯員の安否確認を中心に日常生活の状況を把握する見守り支援。①安否確認 ②日常生活の状況把握 ③住宅設備補修等の訴えがあった場合の状況確認

(2) 日常生活上の課題、悩み事について必要な助言を行う支援

支援員は、高齢者の日常生活上の課題、悩み事について相談があった場合または助言の必要があると判断した場合に、A市区町村が発行する「高齢者の生活ガイド」等を参考にして必要な助言を行う。

(3) 介護保険サービス等の高齢者福祉サービス利用の案内およびその手続に係る支援

①介護保険制度の説明 ②介護保険要介護認定申請手続の支援 ③介護保険サービス利用手続の支援 ④その他の施策による高齢者対象福祉サービスの利用手続の支援

(4) 高齢者世帯日常生活支援プログラム（3ヶ月に1度の訪問では不安な世帯）

困難ケース等への見守り支援プログラム

- ①日常生活支援（見守りの強化、入院時の準備、入・退院時の付き添い、通院同行、各種手続支援等）
- ②担当介護支援専門員や地域包括支援センターとの連携による支援
- ③居宅生活が難しい者について、入院・入所（転院・転所）が可能と考えられる病院・施設についての情報を提供する支援
- ④管外のサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等に入居している者を地区担当員とともに訪問し、生活状況等の確認を行う支援

入口支援

■生活保護受給高齢者の日常生活の自立を促す。

- ・生活保護を受給している高齢者の世帯が増えてきた中で、定期的な安否確認・見守り・声がけ支援を行い高齢者の自立を促すことを目的として、平成23年4月1日から開始した事業。

居住支援・自立支援

■困難ケースへの見守り支援プログラムについて

- ・困難ケースの割合は3%くらい。担当している支所では、3か月に1度の見守りで足りる世帯が210世帯なのに対して、毎週訪問しなければならないような困難ケースは3世帯のみ。困難ケースの場合、支援員だけでなく地域包括等、チームケアも検討される。

出口支援

■他法他施策の活用による生活保護の自立の助長

- ・他制度利用支援を行ったケースで生活保護受給から脱した方がいる。年金をもらっていたが、足りない部分の補填として生活扶助を受給し生活していた。介護保険制度や自立支援法に繋げ、年金の中でぎりぎりではあるがやりくりできるようになった。

支援個別事例

■介護保険に繋げるための通院同行事例

- ・夫婦世帯で、当初は問題がないように思えた。しかし、妻が認知症で、頻回訪問をする中で、支援員と関係性が築け、介護保険申請をしてくれということになったが、主治医意見書を書いてもらうのに手間取った。というのも、夫婦ともに健康でかかりつけの病院とかがなかったため、こちらで意見書を書いてくれる医者を探して主治医意見書を書いてもらった。

今後の課題・事業の成果等

■生活保護受給高齢者の支援課題

- ・家族との絶縁者が多い。かつ、身元保証の方がいない。このため、転居先探しになると、民間賃貸の場合は、身元保証人がいないために敬遠される。同じ町内で探すことはできるがかなりの不動産屋さんをあたっている方が多い。
- ・生活保護の場合、各種一時扶助等を利用した支援（移送費、おむつ代等）を必要とし、独特の支援形態がみられる。介入においても、生活保護受給に至る経緯が異なっており、支援介入には時間を要しているのが現状である。

⑤ 埼玉県 住宅ソーシャルワーカー事業

埼玉県庁福祉部社会福祉課、公益社団法人埼玉県社会福祉士会 アスポート与野

居住支援の概要、取り組みの内容

■事業開始

- ・平成 22 年 4 月に県に生活保護受給者の自立支援を担当するグループができ、10 月に本格スタートを切った。

■開始してからの現況（平成 24 年度の実績）

- ・平成 25 年 3 月現在 居宅移行ケース 773 件、福祉事務所訪問 4,513 件、宿泊所訪問 3,365 件、不動産屋訪問 1,679 件、居宅移行後訪問 3,950 件
- ・対象 全県下(さいたま市除く)、事務所:アスポート与野、川越、越谷、支援員:常勤換算 35 名 事務員 3 名 予算規模:2 億 3 千万円(内人件費 1 億 6 千万円)

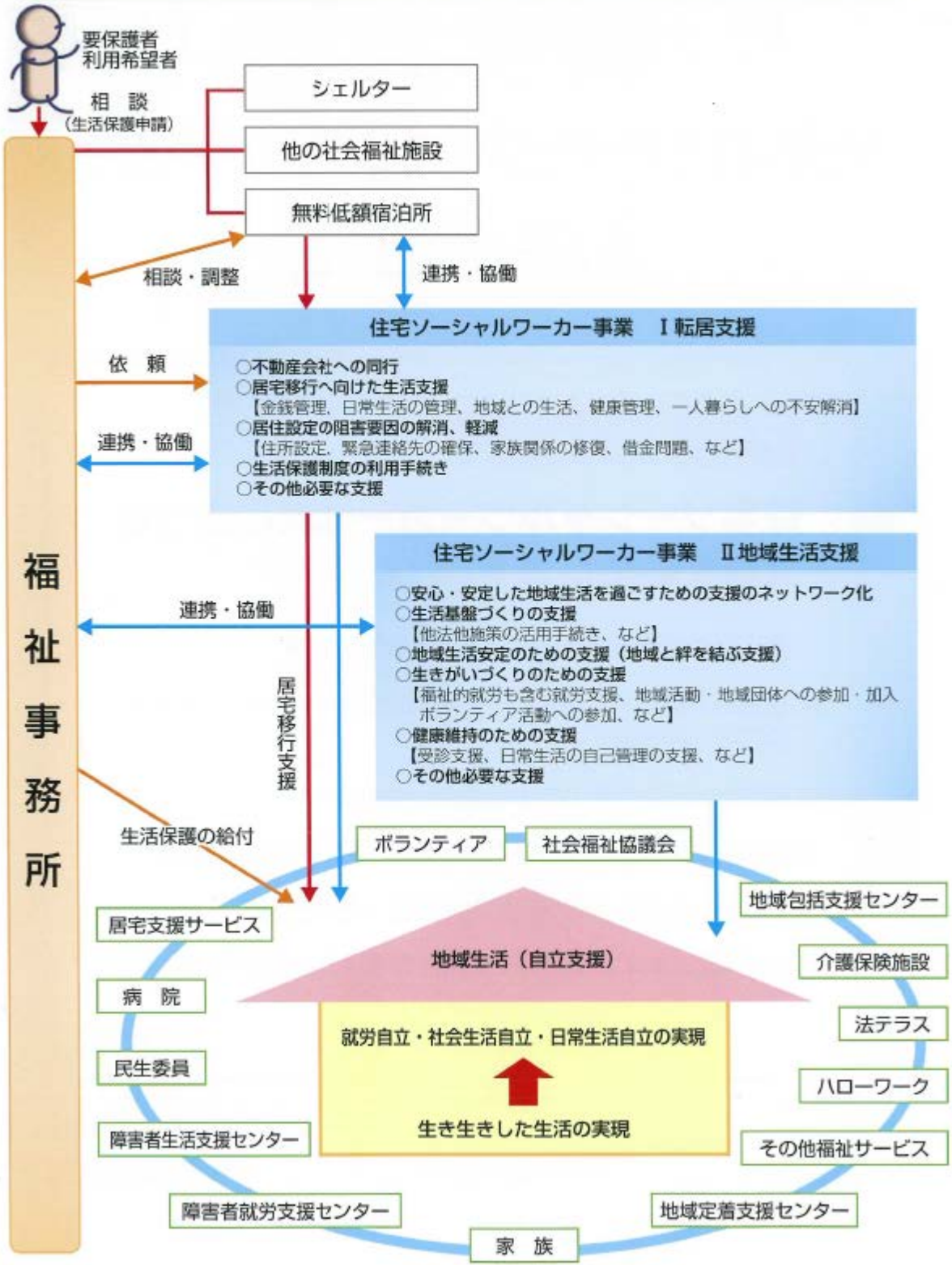
■事業内容

- ・住宅に困窮する生活保護受給者（申請中を含む）の転居支援を行うとともに、支援のネットワークをつくり、安定した地域生活が送れるようにする。
 - (1) 無料低額宿泊所からアパート等への転居支援
 - (2) 住まいの無い方に対し、一時宿泊施設（シェルター）を利用し住居探しの支援
 - (3) 病院から退院予定の方の住居探しの支援
 - (4) 高額家賃アパートから住宅扶助費の範囲内への転居支援
 - (5) その他、住まいの確保に困難を抱える方への支援
- ・対象者の抱えている生活課題
 1. 金銭管理、日常生活の管理、地域との生活、健康管理、一人暮らしの不安など
 2. 住所設定、緊急連絡先の確保、家族関係の修復、借金問題など
 3. 失職、住宅喪失、経済的欠如などによる強い挫折感、不安と意欲低下
 4. 障害や高齢による解決する力の喪失、低下
 5. 社会福祉制度の理解と活用方法を知らない、情報の入手の手立てがないなど
- ・転居支援は生活課題解決のための一歩

■事業全体の枠組み

転居支援と地域生活支援の流れ

—主に無料低額宿泊所からの居宅移行—



入口支援

■アセスメントによる課題の整理 本人の力を引き出す支援

- ・アセスメントを行う際に、本人自身が本当に何に困っているのか分からない場合がある。「俺はここから出たくない、引っ越したくない」と頑なに主張する裏には、借金の問題や自分の金銭管理能力に対する不安といった課題を抱えている。自分で取り組めることは、自分で取り組んでもらい、取り組めないことを支援側が支援する、といったように本人の出来る事を一つ一つ明らかにしていき、本人の力を引き出す。そうすると自分でアパートを探し出すようになる方もいれば、自転車を運転している時にこういった場所に住みたいと思ったので、不動産屋へ同行して欲しいと希望を伝えてくる方もいる。試行錯誤を繰り返しつつ、支援側の手を借りながら自分の思ったことをやってみる内に自信が付いてくる。住み替えにはエネルギーが要る。話し合いながら、自分の生活のイメージを作り上げていくと、本人にとって必要なものが何であるのか具体的に分かってくる。色々居宅設定までの間に支援員、福祉事務所CWとの話し合い、不動産業者との交渉など新たな経験を積み重ねる中で、自信が付き、それが住み替えをする力になる。生きる力となってくる。

居住支援・自立支援

■段階を踏んだ小さい成功体験の積み重ね

- ・支援を受ける当事者たちは成功より失敗体験が圧倒的に多いので、一つ一つ段階を踏んで、成功体験を積み重ねていくというスモールステップが重要。一つの行為に細かく助言し、成功したら必ず称賛する。不十分であっても取り組んできたことを支持し、何故、取り組めなかったのか、あるいは支援員のアセスメントが不十分であったのかもしれないことを含めて、当事者と振り返りを行う。これを繰り返して予め見通しを付けておいた生活に必要な活動を失敗することなく行えるようにする。
- ・いきなり高いハードルを掲げれば必ず失敗する。例えば 20 年以上もホームレスをしていたため、銀行の ATM が使えない方がいれば、一つ一つ丁寧にその操作方法を教える。「俺はこんなことは分からないし、やりたくない」などと言っている方へ操作方法を教え、貯金を降ろせればそれを褒める。といった行為を積み重ねていくことになる。

■生きる気力を引き出す居住環境

- ・自分の家があるというのは違う。六畳一間でも家具を揃えよう、といった欲が出てくる。人間は基盤が整うと、前向きにやって行こうという気持ちになるもの。そういった力を信じることも、支援者の側としては必要なのではないかと考える。生活支援のベースに「ハウジングファースト」は欠かせない。

出口支援

■生きがいを見出す土台としての居住の安定

- ・福祉センターに通ううちに友人が出来た方や、草むしりなどの地域のボランティアに従事している方もいる。障害者の方は、障害者自立支援法の制度にある就労継続支援 B 型の施設に行く方もいる。デイサービスに通う人もいる等、その内容は個人によってさまざまである。
- ・生きがいそのものを支援者側が規定することはできない。自分のスキルを活かすことで地域住民と

馴染みの関係を築くことが出来、生活困窮に陥る前のかつて自分が持っていた誇りを再生することが重要。その中で恐らく自分の生きがいを見いだすことが出来たのではないかな。

- ・昔の事例で、アルコール依存症で精神科の病院に入院していた方がいた。しかし病院を抜け出してしまいホームレスになってしまった。アルコール依存症の為に家族から見放されていたが、遠方にいる娘さんに何もしてやれなかったため、もう一度花を咲かせてみたいと働き出し、こつこつとお金を貯め、ネックレスを買って娘に送った。その半年後に家で亡くなった。まさに見ず知らずの土地に来て、何も無い六畳一間の部屋を借りて酒瓶を抱えながらも、そこには微かな希望があるのだということが分かる事例であると思う。生きがいとなるきっかけは色々な所にあり、それに気づくことが出来るかどうかなのではないかな。そしてそれを落ち着いて考えるためにも、その土台となる居住を安定させることが不可欠なのではないかと考える。

支援個別事例

※個別事例は、個人情報保護の観点から一部事実を改変。

■車上生活、無料低額宿泊所入所、そして居宅へ移行した50代後半の単身男性

- ・大学を目指したが、2年後はあきらめ、製紙会社の正社員になり、3年勤務、広告代理店に12年間勤務、その後、知人が経営する広告代理店で20数年働くが、バブル経済崩壊の影響で倒産。収入が減少し、家賃の支払いも出来なくなり、家を明け渡す。
- ・その後、車上生活をする。収入はポスティングの仕事による3万円から4万円の収入。生活できる収入には程遠く、車上生活に限界を感じ、平成22年1月に生活保護を申請し、同時に無料低額宿泊所に入所する。「ここを出たい。できれば、生まれたA市に住みたい」と思い、平成22年9月に住宅SW事業の支援員に相談。
- ・車上生活をしていたところの総額100万円の借金と車の処分（生活保護上処分）の課題があり、さらに稼働年齢でもあり、福祉事務所から就労指導も受けていた。支援員は希望するアパートを借りる準備をしながら、併行して債務整理を行うよう話し合い、しばらくして、アパートに転居。債務整理は法テラスを活用し、自己破産になる。
- ・転居後はハローワークに通い、就職情報誌などで求職活動をしているが、年齢もあり就職は実現していない。また、間もなく60歳になるため、シルバー人材センターにも登録する。就職には至らないが、最近、植木屋の手伝いも行い、わずかながら収入も得るようになる。さらに配食サービスのボランティア活動に参加する。
- ・最近では近くの図書館に行って、歴史書を借り、本を読むなどの生活を、また、近くの老人福祉センターや公民館の将棋サークルに入り、地域の人とも交流が始まっている。

■「出たくない！」という68歳の男性

- ・中卒後、正社員で電気工事業、印刷関係の仕事に20年ほど就労、その後、自営で印刷業を営むが4年ほどで倒産。結婚、離婚、再婚、離婚と家庭生活には恵まれなかった。会社を整理した後、15年ほどは友人や飯場を渡り歩いていたが、その後はホームレス生活。体調を崩し、無料低額宿泊所に入所。宿泊所から派遣の仕事に出向いていたが、寮長とトラブルになり、寮を出て、会社の寮で生活を始める。しかし、深夜に及ぶ長時間勤務で身体を壊し会社を退職、と同時に再度、無料低額宿泊所に20年4月に入所。既に3年が経過しているが、福祉事務所から度々の働きかけも頑と

して、「ここでいい」という。理由は糖尿病や結核（定期的に経過観察が必要）などの疾患を抱え、一人暮らしで倒れても誰も気がつかない。孤立死の恐れを強く持っている。ここにいれば誰かは気がついてくれる安心感があるという。

- ・このため、支援員は数回、訪問、アパート生活のイメージを、さらに、今回が出るチャンスであることを再三再四、説明し、働きかけをした。また、寮長も協力的で今がチャンスであることを繰り返し、話をしてくれる。このような膠着状態が半年程、続いたが、ある日の訪問で、「出ることにしました。皆が進めてくれるこの時期がいいと考え直しました」と明るい表情。一ヶ月で新しい生活に踏み出した。
- ・古いアパートの2階。本人が気に入った物件。電気釜やガスレンジが整い、明るいカーテンがつけられ、部屋は身ざれいにされている。開口一番、「最高だよ。一人で寂しいと思うこともあるけど、自分で食事をつくり、朝、窓を開ければ部屋に『お日様』が入ってくるし、いいよ。最高だね」と繰り返す。

■器用さが地域生活を支えている70代半ばの男性

- ・B市で働いていたAさんは数年前に雇い主に騙され、給料を支払われず、預金で生活していたが、預金も底をつき、家賃未払いとなり、家を明け渡す。深夜、自殺を考えながら町をさまよっていたところ、通りがかりの人に、福祉事務所へ行くように言われ、B市の福祉事務所へ行き、生活保護を申請、無料低額宿泊所に入所する。
- ・Aさんは宿泊所に住むことは不本意で、また、生活保護を受ける事も恥と感じ、毎日のように仕事を探し、以前のように1人でアパート生活をするを願っていた。7ヶ月後ようやく念願の古い戸建ての家に転居。毎日充実した日々を過ごしている。敷地内に数件の戸建ての借家があり、高齢者が多い。住宅街で5分から10分も歩くと店舗もある。支援員は高齢者であることを考え、生活しやすい場所を紹介した。
- ・Aさんは若いころ、電気工事や建設関係の仕事をしていたが、手先が器用で、身の回りの電化製品や自転車等の修理を得意としていた。
- ・そんなAさんは近所の人々の自転車を修理し、そのことが口コミで広がり、様々な人が修理依頼に来て、実費程度の礼金を受け取り、喜びに繋がっている。年齢もあり、就労は難しいが、自分の趣味と実益を兼ねた「物を修理すること」で地域の人々と交流がはじまり、自分が地域に役立っていることがAさんの幸せに繋がっている。Aさんは何とか働いて生活保護を辞退したいという願いを持っている。

■公園清掃などのボランティア活動に参加している男性

- ・北九州、東京、埼玉等を転々とし、ホームレス生活を送る。養護老人ホームに入所したことがあるが、トラブルを起こし退所。退所後、再びホームレスの生活に戻ったが、体調を崩し、福祉事務所に出向き生活保護の申請を行い、申請と同時に無料低額宿泊所入所。本人は出来ることは自分でやろうということで、敷地内の草むしりや共用部分の清掃を行っていた。本人は支援員に、「〇〇市に戻り、1人でアパートに住み、のんびり暮らしたい」「アパートに転居したら、農作物づくりなどのボランティアをしたい」との発言を繰り返していた。
- ・転居後、支援員が訪問した際は、アパートの階段や通路を清掃してきれいになっている。本人がアパートの居住者と馴染みのある生活をしたいため、少しでもできることはということで掃除をして

いるという。

- ・本人は今までの生活を振り返り、これからは社会貢献が出来るようにとボランティアへの参加を熱望。支援員は地域の社会資源を調査し、公園清掃のボランティア募集を見つけ、見学に同行し、すぐに申し込みをする。次の週からボランティアに参加し、公園内の整備や植樹を行っている。

今後の課題・事業の成果等

■住まいの確保の変化

- ・平成 24 年 8 月 埼玉県社会福祉士会発行「住まいを失った人々の尊厳の回復を目指して～住宅ソーシャルワーカー事業 2 年の軌跡～ 支援員評価と利用者の声」のアンケート結果より利用者 117 名の評価
 - ① 睡眠…以前よりよく眠れる (61%)
 - ② 食事…今の方が美味しいと感じる (78%)
 - ③ ストレス…少なくなった (66%)
 - ④ やりたいこと…出来た、増えた (62%)
 - ⑤ 生活リズム…安定して良くなった (56%)
 - ⑥ 前向きな思考…改善あり (67%)
 - ⑦ 今の暮らしは入居前と比べて…楽しいと感じる (75%)
- ・ホームレスに対する市民の見方には、自己責任ではないのか、なかには好きでやっているんだという人もいるが、彼らはもがきながらも一生懸命生きている。環境が変わると人が変わると実感している。

■支援課題（住宅ソーシャルワーカーの役割）と来年度の目標

- ・「文化的な最低限度の生活」（憲法第 25 条）、最低生活の保障は生活保護法にある。生活保護法は「最低生活費」についての保障であり、「最低生活」についての基準がない。生活財を考えた時に、電子レンジ、洗濯機、冷蔵庫、テレビ等の生活財があつて普通の生活をおくることができる。最低生活の保障としてどういう財が必要であるか、一人暮らしの住まいとしてどの程度必要なのか、決まっていない。例えば、生活保護費の中に家具什器がある。無料低額宿泊所からアパートに転宅する際に、家具等は何もない状況。そこで、一時扶助として家具什器 24,900 円（24 年度基準、特別基準は 40,000 円）が支給される。福祉事務所によっては、洗濯機は贅沢だということもある。最低生活で「食べること」、がまず優先され、そのための電子釜、冷蔵庫はよい。それ以外は認めないなど、生活保護の運用に自治体でバラつきがあるため、最低生活の生活財の具体的な中身を作り上げていくことが、住宅ソーシャルワーカーとして重要な役割になってくると考える。
- ・住まいを失った人々の尊厳の回復を目指して⇒平成 25 年度から「住まいから暮らしを支え、自立を支援する」を目標に動いている。

⑥ 静岡県 聖隷厚生園 讃栄寮

社会福祉法人 聖隷福祉事業団

居住支援の概要、取り組みの内容

■設立時期

- ・昭和21年11月 生活保護法による更生保護施設として認可
- ・昭和34年7月 第一種更正施設・定員30名として変更認可
- ・昭和53年4月 身体障害者療護施設「信生寮」、救護施設「讃栄寮」新築竣工
- ・平成15年3月 複合施設を解消し、聖隷厚生園讃栄寮の新築移転

■設立してからの現況

- ・地域福祉活動開始、地域交流のモデル施設となる。
- ・精神障害者地域活動支援センターナルド、地域交流ホームまじわりの家で多機能型事業（生活介護、機能訓練）開始。多機能型就労支援事業所ナルド工房、チャレンジ工房が完成。

■事業内容

（1）相談窓口

- 1) 浜松市障害者相談支援事業所（信生寮、ナルド）
- 2) 地域活動支援センター（ナルド）

（2）地域移行支援

- 1) 居住訓練事業（讃栄寮）
- 2) 保護施設通所訓練事業（讃栄寮）
- 3) 生活訓練事業所（ナルド）
- 4) 就労支援事業所（ナルド工房）

（3）見守り支援

日中一時支援事業（信生寮）、利用者の周りに社会資源を作っていく。コンビニなどは行くところが固定されるのでその店員や、不安になっている利用者には担当地区の派出所のお巡りさんに見守りと何かあった際の連絡をお願いする。

（4）情報提供

- 1) 民生委員、自治会、不動産屋等
- 2) 当事者が生活圏を広げ、関わるようになった人（コンビニや自転車屋や八百屋や豆腐屋、交番等）の間にネットワークを作る
- 3) 会報 年4回発行

■活動実績

聖隷厚生園 讚栄寮 年齢・性別入所者状況 集計日平成24年3月31日 現在 (人)

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90～99歳	100歳～	計
男	2	1	6	12	12	2	0	0	0	35
女	0	0	11	11	6	2	0	0	0	30
計	2	1	17	23	18	4	0	0	0	65
比率(%)	3.1	1.5	26.2	35.4	27.7	6.2	0	0	0	

平均男性年齢54.8歳 平均女性年齢54.4歳 最高76歳 最低25歳

退園者内訳 2002年度

	男	女	計
就労			0
他施設転所		1	1
帰宅・引取			0
入院			0
死亡	3		3
その他		2	2
計	3	3	6

退園者内訳 2005年度

	男	女	計
社会復帰	2	4	6
他施設転所	0	1	1
帰宅・引取	1	0	1
入院	2	0	2
死亡	0	0	0
その他	2	0	2
計	7	5	12

退園者内訳 2008年度

	男	女	計
社会復帰	1	2	3
他施設転所	4	1	5
帰宅・引取	1	0	1
入院	1	0	1
死亡	0	0	0
その他	0	0	0
計	7	3	10

退園者内訳 2011年度

	男	女	計
社会復帰	1	2	3
他施設転所	3	3	6
帰宅・引取			
入院			
死亡			
その他			
計	4	5	9

退園者内訳 2003年度

	男	女	計
就労			0
他施設転所		1	1
帰宅・引取			0
入院			0
死亡	3		3
その他		2	2
計	3	3	6

退園者内訳 2006年度

	男	女	計
社会復帰	2	2	4
他施設転所	1	1	2
帰宅・引取	0	0	0
入院	1	1	2
死亡	0	0	0
その他	0	0	0
計	4	4	8

退園者内訳 2009年度

	男	女	計
社会復帰	5	3	8
他施設転所	3	1	4
帰宅・引取	0	0	0
入院	0	0	0
死亡	0	0	0
その他	0	1	1
計	8	5	13

※2003、2004年のその他が
社会復帰(住宅に転居)
※他施設転所は、
高齢者の養護老人ホーム等
への転所だと思われる。

退園者内訳 2004年度

	男	女	計
社会復帰	1	5	6
他施設転所	0	2	2
帰宅・引取	0	0	0
入院	2	0	2
死亡	0	0	0
その他	0	0	0
計	3	7	10

退園者内訳 2007年度

	男	女	計
社会復帰	3	1	4
他施設転所	3	2	5
帰宅・引取	0	0	0
入院	1	0	1
死亡	2	0	2
その他	0	0	0
計	9	3	12

退園者内訳 2010年度

	男	女	計
社会復帰	1		1
他施設転所	3	1	4
帰宅・引取			
入院			
死亡		1	1
その他			
計	4	2	6

※2003年に救護施設を移転改築
大部屋から個室になる
※地域生活支援センターの支援
による地域移行の取り組みを
はじめる

- ・地域への居住移行事業を始めるまでは10年間で施設から外に出た人は2人のみ。居住移行先は軽費老人ホーム。やろうと思えば施設から出て、地域で生活できた筈だがそもそもそのような発想や仕組み自体が存在していなかった。
- ・地域への居住移行事業開始後、2年間で10人が地域生活に移行。
- ・支援の適正規模は総人口3万人程度の範囲。現在はスタッフ4人でアクティブケース10人を担当(2.5:1)。
- ・地域移行先として、かつてはアパートを1棟借りしていた。1棟の中で利用者間のコミュニティが形成され、相互見守りが出来る様にもなっていく。

■ 事業全体の枠組み

聖隷厚生園 救護施設「讃栄寮」、障害者自立支援事業所「ナルド」、「ナルド工房」の事業内容

生活保護法事業は 障害者自立支援法事業は

讃栄寮

救護施設 入所定員 60名
生活保護法による入所施設。精神科病院退院者・出所者（保護観察含）・ホームレス等の生活困難者が居住し、生活力や作業などの訓練を行う入所施設。現在入所者のうち80%が精神保健福祉手帳所持。

ナルド工房

就労継続支援B型
事業所内喫茶店の店員、クッキー・おはぎの製造販売、工場からの下請け作業、園外作業などの就労を行い工賃を得る。

就労移行支援
・一般企業就職に向けた就労訓練
・職安で求人情報収集
・利用者へ求人情報提供
・就職活動支援

その後
企業に就職し
経済的自立へ

讃栄寮

居室生活訓練
定員3名 利用期間1年（延長可）
入所在籍のまま施設名義のアパートに住み、地域生活定着練習を行う。訓練後、地域移行が困難な場合は入所に戻る。

ナルド

自立訓練(多機能型)
生活訓練・生活介護
地域からの通い、職員による自宅訪問等により、食事・整容・健康管理など生活力向上の支援を受ける。

自宅やアパートで
地域生活を送り
社会的自立へ

讃栄寮

保護施設通所
定員15名 利用期間2年（延長可）
利用者名義のアパート等に居住。作業・食事・生活一般の支援を、通い職員の自宅訪問等により地域生活を継続する。

讃栄寮

救護施設一時入所
救護施設を出て地域移行した利用者が、不調時に行政措置により一時入所し、生活リズムを取り戻し、在宅生活を継続する。

ナルド

短期入所
自立支援法に基づく短期入所。自立支援法の限度内で利用。

相談支援
サービスのマネジメント
ケア会議の実施
様々な相談支援
ジョブコーチ etc.

聖隷厚生園 讃栄寮

定員 60名
讃栄寮には身体上又は精神上、生活の上でなんらかの障害があり、ひとりでは生活困難な要保護者を対象とした救護施設です。

生活支援

讃栄寮の生活は、日課の中で、利用者の一人一人の障害に応じた訓練を行うとともに、行事、サークル活動等の体験を通して、自分らしさを取り戻す援助を行います。また、朝の会や懇談会の場を設け、利用者の意見や思いを大切に生活支援を行います。



食堂



居室



作業風景

作業訓練

施設内外での作業活動や一般企業等への就労の機会を提供するとともに、オリジナル製品の作成・販売を通して社会参加や啓蒙活動を行なっています。作業活動は個別の目標を設定し、小さな成功体験を繰り返しながら、達成感と自信を取り戻すことを目的としています。

行事

生活上の楽しみとして、基本的に全員参加できるように配慮し、働きかけを行っています。

●事業一例

5月	ソフトボール大会
7月	遠足
9月	ふれあい広場
10月	スポーツ大会
12月	クリスマスもちつき
2月	カラオケ大会
3月	食事会

サークル

やりたい人が、自由に自分で選択して参加できるようにするために、サークル員が自主的に運営を行っています。また円滑な職員間連携のもと、利用者個人のニーズの把握をし、それに見合ったものを用意しています。

●サークル活動一例

手芸	書道	日帰り旅行
絵画	硬筆	小旅行
旅行	映画	
カラオケ	健康	

グループ活動

作業、サークル、行事といった通常のプログラムに参加されない利用者への働きかけとして、具体的な活動目標を持って行えるようなプログラムを個別に用意し、少人数で活動しています。

●体力作り

- スポーツの日
- 体力作り、仲間作りの場
- ゆつゆつの会
- ストレッチ体操等の軽い体操
- 雑談の会
- 近隣の散歩

居室訓練事業

近隣のアパートや自立訓練室を利用して、就労、金銭管理、自炊等の一人一人の様子に合わせた、地域生活を想定した訓練を行い、再び地域での生活が送れるように支援をしています。



自立訓練室

通所事業

定員 15名
救護施設を退所した在宅の被保護者等を対象に、施設行事やサークル等への参加を促すとともに、生活相談や就労相談を実施しています。また、家庭訪問を実施し、障害を持ちながら地域で安定した生活ができるよう支援しています。

生活訓練事業所 ナルド

自立訓練事業

定員 14名
食生活健康プログラム、人付き合い練習プログラム等のサービス提供を行い、地域生活あるいは一人暮らしに必要な技術や就労するために必要なスキルの獲得のお手伝いをします。

食生活訓練	1人でも簡単にできる料理をテーマにみんなで食事を作り、食べています。料理に自信がない方でも大歓迎です。
生活技能訓練	周りの人とコミュニケーションの取り方を学びます。人間関係で悩んでしまう人にお勧めです。
訪問支援	訓練で覚えた事を食生活に活かせるように訪問支援を行っています。

生活介護事業

定員 6名
創作活動や生活活動の場を提供し、生活能力の向上を目指すと共に、健康管理のお手伝いをいたします。

体調管理	毎朝、検温などをして、自分の健康状態を把握できるようにします。自分の体調を相手に伝えられるように朝のミーティングをします。
生産活動	軽作業を行っています。持続する力や集中する力を養います。みんなと協力して作業をします。
体力トレーニング	毎日、軽い体操やストレッチを行い、体力維持に努めます。地域で行う体力トレーニングに参加することもあります。

地域活動支援センター ナルド

※浜松市から委託
障がいをお持ちの方の活動の場を提供いたします。

- パソコン講座 パソコンの基礎的な操作を勉強できます。初心者の方も大歓迎です。
- 食生活講座 簡単でヘルシーなおやつをみんなで作って食べます。料理をしたことがない人も大丈夫です。
- さりを織り講座 先生と一緒にテーブルクロスや小物入れなどを作ります。織機が経験できます。
- 押し花講座 先生に押し花を使った小物作りを教わってもらえますよ。
- 夕食会 みんなで夕食を食べる会です。一人で食べるよりみんなで食べたほうが美味しいです。



パソコン講座



ギャラリー(利用者さんの作品を展示)



喫茶「ナルド」

浜松市障害者相談支援事業所 ナルド

障がい者(児)の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。障がい者等又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして次に掲げる業務を実施します。

- ①福祉サービス利用に関する支援
- ②社会資源の活用に関する支援
- ③障害や病状の理解に関する支援
- ④健康・医療に関する支援
- ⑤不安の解消・情緒安定に関する支援
- ⑥保育・教育に関する支援
- ⑦家族関係・人間関係に関する支援
- ⑧家計・経済に関する支援
- ⑨生活技術に関する支援
- ⑩就労に関する支援
- ⑪社会参加に関する支援
- ⑫余暇活動に関する支援
- ⑬権利擁護に関する支援



讃栄寮



讃栄寮



讃栄寮
ワークルーム



讃栄寮
ホール



地域活動支援センター
ナルド 喫茶



地域活動支援センター
ナルド 喫茶



地域活動支援センター
ナルド PCルーム



地域活動支援センター
ナルド 居場所

入口支援

■入居者の希望による施設からの地域移行支援

- ・社会復帰したいという希望をもった入居者が何人かいたため、地域移行するためのシステム作りを行った。事業を開始した当時は入所施設中心、施設で生活することが大前提の考え方が主流を占めていたため、施設での生活を中心に地域移行支援の仕組みが作られていた。
- ・地域での生活をサポートする仕組みを作ることになった際にたまたま精神保健福祉法上の地域活動支援センターが動いており、それに合わせて活動を開始した。施設とは別に専ら地域で生活する人に対する支援を行う事が可能となった。

■地域移行支援にソフトランディング

- ・救護施設から地域移行支援を続けていくうちに、当施設から外に出た人以外にも、同様な課題を抱えた人が地域には潜在的にごまんといえる事が分かってきた。
- ・そういった人達の話を知ると、皆「好きで自宅に籠っている訳ではない。働きたい」という言葉を口にした。そこで障害などの課題を抱えた人が働くことが出来る環境である就労支援事業所ナルド工房を設置した。それが出来るまでは就労の意欲がある人は救護施設の作業活動に参加してもらっていた。
- ・しかし、ナルド工房にも通えない人たちがいた。その人達のために、障害者自立支援法上の生活訓練事業を行うことにした。ナルド工房に通えない人達を訪問した所、昼夜が逆転している、服薬を適切に行えないといったように生活のリズムが乱れに乱れていた。生活の習慣や生活技能を訓練すればそういった状態を適切な状態に戻せるのではないかと考え、ナルド工房の半分をつかい生活訓練事業を開始した。その結果、ナルド工房に再び通えるようになった人もいれば、生活が安定した人もいた。しかし、生活訓練事業は2年の有期限である為、期限満了後の受け皿として生活介護事業を行うことにした。一般的な就労が困難な人に対しては、生活訓練事業を経て生活介護事業で日常生活の支援を行っている。完全入所型の救護施設から、段階を踏んで、段々と外に出ていくという道筋を作っていた。

居住支援・自立支援

■希望を逃さない支援

- ・当事者とマンツーマンで支援をしていると、当事者が支援者を信頼して、自分の希望を口にすることがある。それをいかに逃さないようにしつつ、適切に反応するのが重要なポイントとなる。それを逃してしまうと、精一杯の勇気を持って信じて打ち明けたことを取り合ってもらえなかった事になり、ただでさえ失望と絶望する体験が何十年と反復されてきた人生を歩んできた当事者はそれを引っ込めてしまい二度と表に出さない。
- ・それを逃さないように専属の生活班と社会復帰班というチームを作り、生活上の支援を行う生活班と地域移行の支援を行う社会復帰班に分けて支援体制を作る。

■利用者の周りに支援ネットワークを構築

- ・当事者が民間アパートに着居する場合には必ず、最初にそのエリアを担当している民生委員の方に挨拶をしに行き、協力を仰いだ。次に自治会。民生委員さんは面倒見の良い方が多く、当事者の住

まいの近くを通る度に挨拶や声かけをしてくれ、様子がおかしければ連絡をくれた。

- ・アパートを管理している不動産屋にも協力を仰いだ。何かあると必ず不動産屋にクレームが来るので、その際には施設で問題が発生した時は24時間対応しますので、いつでも連絡してくださいと約束により民間アパートを借りることが出来た。(公団のほうが入居させてもらえないケースが多かった)
- ・他には本人の同意を得られれば当事者の隣の部屋にもお願いする。まずはそういった方々のみ。
- ・当事者が生活圏を広げ、関わる人が多くなっていくに連れて、その方々に協力をお願いしていく。前述のコンビニや自転車屋や八百屋や豆腐屋、交番等も含めてネットワークを作っていく。生活圏内にある既存の社会設備を社会資源化していき作っていく。
- ・かつての地域活動支援センターでは施設を中心とした形ではなく、利用者が暮らす「生活圏」の中で生活支援ネットワークを作っていく方策を採っていた。

出口支援

■強みへの支援

- ・地域社会でどのような関係を築いていくのかは当事者次第であり、失敗をすることの方が当事者の為になると考えている。また当事者からの報告内容はバスに乗る順番待ちをしていた時に横入りされた腹が立ったといったものであり、それは世の中の規範を学ぶ大事な事であるとする。
- ・支援者の視点を変えると同時に、その支援者を支援する職員を置くことが大事となる。後は生活班と社会復帰班の情報を共有化するシステムを作る。情報が毎日繋がっていく必要があるので、申し送りできちんと伝達されていくというシステムを作り上げた。そうすることにより職員側もやればできるという実感が湧いてくる。
- ・念頭に置いている価値観にリカバリー、人生の回復というものがある。何10年も施設に入所していた方の全人的復権、という前提に立って支援を行っている。そういう方へ支援する上での視点がまさにストレングス視点、エンパワーメントアプローチとなる。だが10年前にはそのような支援に関わる視点どころかケアマネジメントという概念さえなかった。しかしその当時からやってきたことは正にそれであり、だからこそ上手く行ったのではないか。

■地域生活への希望

- ・地域移行が不可能だと思われていた人が地域での生活が可能になると、それを知った他の入居者から外に出たいという希望が続いた。
- ・救護施設利用者の殆どは、入所前は精神病院に長期間入院していた人が多い。元々は心のどこかに社会復帰したいという想いがあった。しかし施設というものは一度入ってしまうと、そういった想いがどこかに行ってしまう。そのどこかに行ってしまった筈の想いを再び呼び起こすと、生きる気力に繋がっていった。

支援個別事例

■社会復帰して聖隷厚生園で雇った事例

- ・Mは入所していた時に元の職業柄、センスが良くおしゃれに関心があるので、当時は若い女性の職員に担当させお洒落をして出勤するように指示をした。するとMはやはり関心を示したが、職員が生活に関わる支援を申し出ても全て断ってしまう。

- ・しかし施設の行事でバスによる外出を行った際、Mは自分の隣の席を空けてその職員を待っていてくれた。これは当事者と入居者の間にきちんと関係が出来ていた印であり、それ以降Mと職員は話が弾んでいった。
- ・Mにやりたいことをいろいろ聞いていき、職員が「何をしたい」と尋ねると、「何をしたら良いのかわからない」という答えが返ってきた。そこで職員は「町に行こう」と提案し色々な店でウィンドウショッピングを行うことになった。Mは町に行く前に「あなたの履いている格好いいジーンズが欲しい」と言っていたのでジーンズを売っている店に行くことにしたが、Mはジーンズを買わずに美容師用の鋏を買ってきた。しかもその鋏の値段は15万円だった。それを承諾した職員も大したものだと思う。普通は駄目だが「欲しいと言うので買ってきた」という。生活歴を追ってみると元々は銀座で理髪店を出していたほどのやり手であった。
- ・Mは買っただけで満足し大事に持っていたがその職員は「持っているだけでは勿体無いので使いませんか」と提案し、話し合いの結果、施設内で理髪店を開くこととなった。会議室を1ヶ月の決まった曜日だけ美容室として整備し店を開いた。店をやるからにはきちんとお金を取ろうということになり、料金は500円にした。
- ・利用者に1回500円の理髪店を開くことを伝えると結構繁盛した。それでMは段々と生きる力を付けていき、その後当時居室から少し離れた場所にあった生活訓練室を利用したいとMの方から申し出てきた。生活訓練室で一泊二日の生活訓練を行い、それが順調に推移していったため、3階の自立訓練室への生活に移行した。そこでも順調に生活を送れるようになったため、ついに民間のアパートを借りて地域での生活を始めた
- ・アパートに移った時点で50代だったMもやることが無いのは問題なので、折角だしそのまじめな人柄を見込んで救護施設における利用者の作業に対する補助職員としてパートで雇うことになった。そして職員としてしっかりやってくれた。

■就労以外の地域生活支援事例

- ・担当した当事者は60歳手前の58、9歳の女性の方だった。その方は就労支援施設には通っていない。そして高齢者の福祉施設に行けば良いという話にはならない。なぜならば、その方がその年齢になるまでに歩んできた人生の道のりというものがある。10代で障害が発症してその後滅茶苦茶な世界を歩んできた。病院に入院する期間が非常に長く、退院して家族に受け入れられてからも幻覚、妄想が発症しては家族にも迷惑をかける。ずっとそういう経過の後ようやく症状が落ち着いてきた。
- ・そうなった時に、もう一度だけ高齢者の施設に行く前に一人で生活してみたいと希望している。このワンチャンスを下さいと説得するのである。そして地域で生活しても、数年しか持たない。
- ・その方も10年は持たなかったが、地域で生活することによってがらりと性格が変わった。それを経てから身体機能に不自由が出た後で軽費老人ホームに入所することが出来た。だからいきなり高齢者の福祉施設に行くのではない。

今後の課題・事業の成果等

■地域資源の実態把握不足の課題

- ・地域で生活していけないのはそれに関わる制度が充実していないのではなく、我々支援者側が地域資源を開拓できていないからである。現在のフォーマルな支援制度は使い勝手が悪い。既存のサービスに関わるプランを作って支援を行う形になるが、その既存のサービスに乗らない部分である地

域との連携による支援の部分が大きい。今の支援制度の中では委託相談支援で行うしかない。行政の立場にいる者には理解できない部分である。

■地域移行支援の次の段階の支援 迷うことを支援

- ・地域移行をしたものの、結局救護施設に再入所した人もいる。地域社会で生活していたが、真冬に橪しかない炬燵に布団と毛布を敷いて寝ており、午前2時位に「ガスが付かない」と電話をかけてくる人だった。そして行ってみるとガスの元栓が開いていないだけであった。だが、その人も地域で生活できたことはとても良かったと話している。
- ・自立は自分の生活を自分の力で回せるかどうかという視点で考えている。それに第三者から見た良し悪しは関係なく、自分にとっては問題無く生活を回せているのかが重要。
- ・入居者から教えてもらった言葉に「施設にいと自分の生活を職員に回される。でも地域に行って一人暮らしをすれば自分の生活を自分で回すことができる」というものがある。
- ・自分で自分の生活を回せるようになると、今度は何をすれば良いのかと迷う。そして職員はその迷いとことん付き合う。地域に出る、アパートを借りる、グループホームに行くという事は手段であって目的では無い。対象者本人たちは「リセット」や「再挑戦」と口にするが、本当にその通りである。そしてどうすれば良いのかというのは本人が考える事であり、支援側が勝手に決めつける事ではない。それは自分達でも誰でも迷う当たり前の事である。
- ・生活訓練や就労支援があるが、そこに支援側から連れて行っても続かない。無理強いせずに、来たくなったら来るように伝えている。
- ・その為、地域移行した後、しばらくは支援側からするとただらとした生活を送る。しかしその間ずっと本人たちは迷っている。長い間病院に置かれ、施設に入所してからも職員の言う通りに生活を送ってきて、そのような事を考える機会自体が無かったのであるから当たり前である。空白の何10年を経て、不意に地域に出てきた。昔は地域に出ること自体が希望であったが、それが叶ってしまった。次はどうすれば良いのか誰も分からない。だから、迷おうよと言っている。

■自立支援事業に必要となるソーシャルワーク

- ・他の地域でも同じような地域移行支援を行っていくためには大学教育が重要となる。社会福祉士の育成をしても効果が出ていない。支援の実際を熟知している教師は数える程しかいない。個別面接の仕方などを知っている、クライアントの迷わせ方を知っている、そういう教員であってほしい。
- ・ペーパードライバーである社会福祉士ばかり作っていくので相談業務などが出来ていない。または現場に出てからの実務者トレーニングが余りにもなっていない。
- ・現場の相談で適切な情報が取得できなければ、支援が苦勞する。その段階できちんとした相談支援を行い、ニーズをキャッチするということがどれだけできるのかが重要。
- ・基本のソーシャルワークが揺るがなければ高齢者でも障害者でも児童でも年齢による特性などを抜かせば支援内容は変わらない。
- ・高齢者、障害者、児童が行政の支援制度どおりに縦割りに分かれたままでは効果的な支援が行えない。本来ならば、課題を抱えた生活困窮者を必死に頑張っている家族や近い人を支えなければならない。生活困窮者本人にだけしか視点がいないと、頑張っているキーパーソンが折れてしまうと一気に落ちるところまで落ちてしまう。

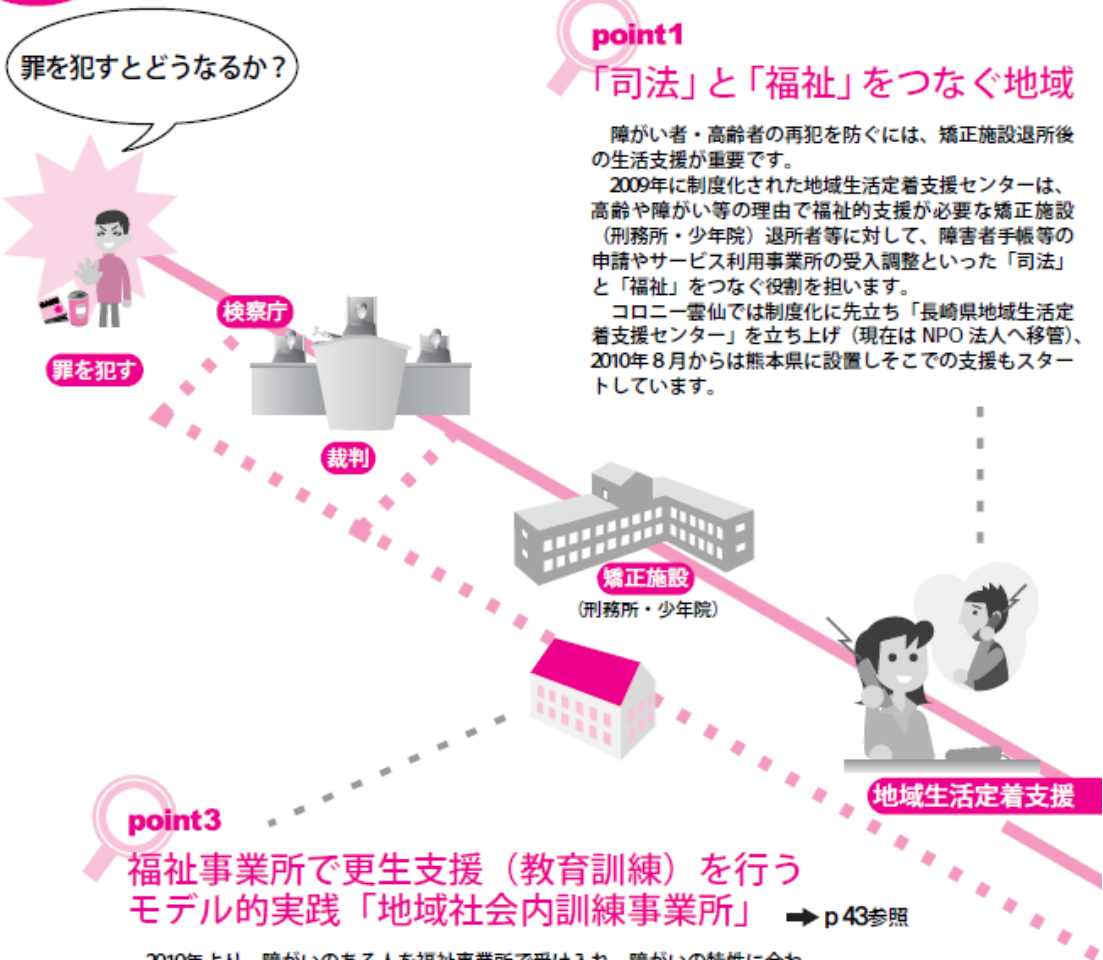
⑦ 長崎県 地域生活定着支援センター、指定更生保護施設、地域社会内訓練事業

社会福祉法人 南高愛隣会、特定非営利活動法人生き生きネットワーク・長崎 長崎県地域生活定着支援センター

事業全体の枠組み ① コロニー雲仙ガイドブック2011より



罪を犯した障がい者・高齢者



2010年より、障がいのある人を福祉事業所で受け入れ、障がいの特性に合わせた更生支援を行う「地域社会内訓練事業」を、厚生労働科学研究のモデル事業としてスタートしています。

トレーニングセンターあいりん (日中職業訓練担当)

GH・CH 群さつき (生活訓練担当)

【更生保護施設とは？】

刑務所の満期釈放者や、保護観察中の仮出所者らに、出所直後の食事や宿泊、就労相談を行う。2010年10月現在、全国に104カ所。満期釈放者を対象とした更生緊急保護は最長6カ月。高齢・障がい者等は更に6カ月の延長が可能。



SST (社会生活技能訓練)

への支援

罪を犯した障がい者、高齢者が地域で暮らしていけるためのお手伝いをします

生活定着支援センター



福祉事業所へつなぐ「コーディネート業務」、受け入れ先福祉事業所への「フォローアップ業務」等が主な業務

熊本県地域生活定着支援センター

- ① 熊本県熊本市上水前寺1-6-54
第二宝生ビル 202号室
- ☎ 096-285-3914
- 📅 2010年8月16日



NPO 生き生きネットワーク・長崎 長崎県地域生活定着支援センター (関連団体)

- ① 長崎県長崎市茂里町3-24
長崎県総合福祉センター3階
- ☎ 095-813-1332
- 📅 2009年8月1日



point2

社会福祉法人初の更生保護施設「雲仙・虹」

「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する指定更生保護施設」

「雲仙・虹」は社会福祉法人による初の更生保護施設です。

■ 帰住先や身元引受人もなく矯正施設（刑務所・少年院）を退所する高齢や障がいというハンディキャップがある人達を受け入れ、福祉事業所で培ったノウハウを活かした支援を行います。「雲仙・虹」は指定更生保護施設として福祉の専門スタッフが配置されています。

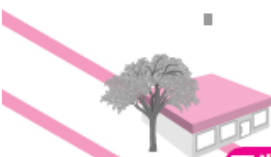
- 👤 20名（男子10名 女子10名 内少年3名）
- ① 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2504 ☎ 0957-77-3620
- 📅 2009年4月2日



更生保護施設を退所し、福祉事業所等への移行にあたって行われる「新しい旅立ちを祝う会」

自立準備ホーム 定員 14名
（「あかつき荘」「桑田北」「横田南」）

センター



更生保護施設



社会復帰

⑦-1 長崎県 地域生活定着支援センター

特定非営利活動法人生き生きネットワーク・長崎 長崎県地域生活定着支援センター

居住支援の概要、取り組みの内容

■設立時期

- ・長崎県地域生活定着支援センター開所 平成 21 年 1 月 19 日

■設立してからの現況

- ・開所から現在までの支援対象者総数 200 人以上

■事業内容

(1) コーディネート業務

- ・保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容等の確認を行い、受け入れ先施設等のあっせん、又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと。

(2) フォローアップ業務

- ・上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと。

(3) 相談支援業務

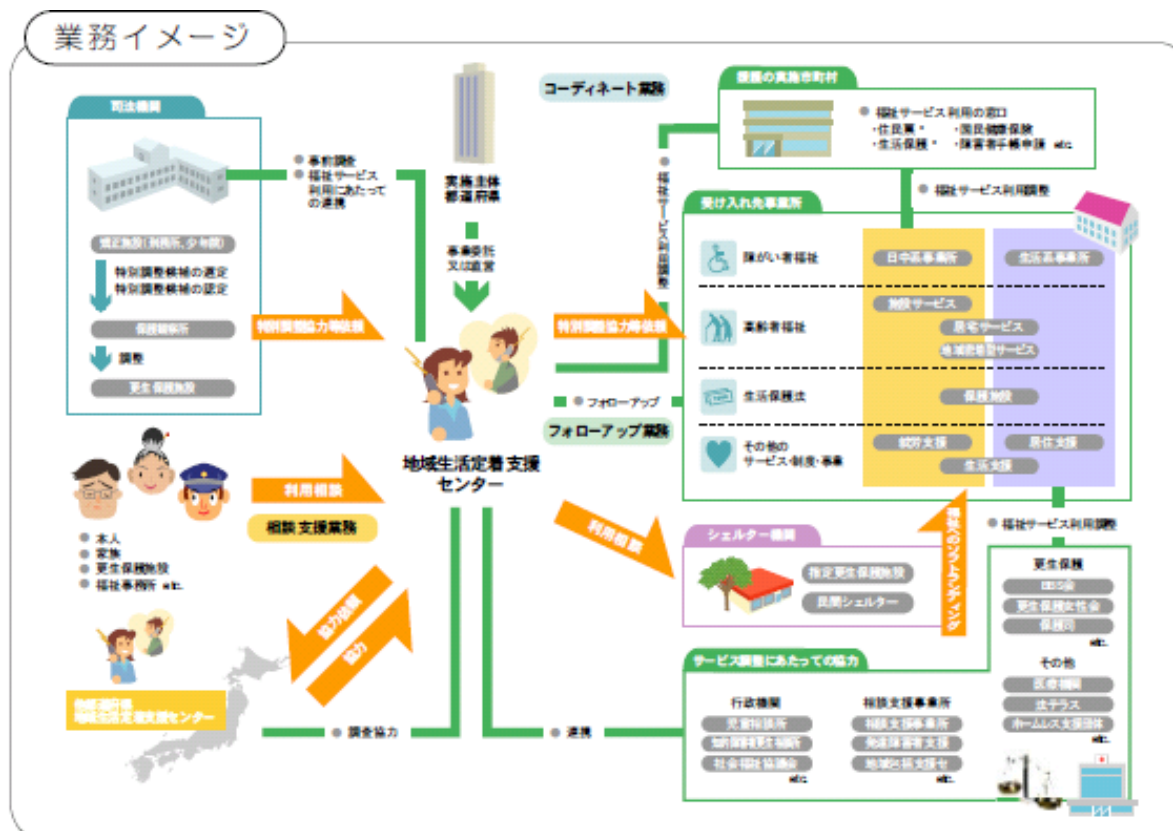
- ・懲役又は禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者及び、その他センターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと。

(4) その他上記の業務を円滑且つ効果的に実施するために必要な支援業務

■活動実績

- ・平成 18 年度より行われた厚生労働科学研究（田島班）「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究（3 年事業）」の調査研究の成果を踏まえ、2009 年 1 月 19 日に「社会福祉法人南高愛隣会 地域生活定着支援センター」として全国に先駆けモデル的に開設し、2009 年 8 月 1 日からは「NPO 法人長崎県地域生活定着支援センター」として運営

■事業全体の枠組み



入口支援

■刑務所にいる段階からアセスメントの開始

- ・刑務所に入所している受刑者（累犯高齢者、累犯障害者等）に福祉に対しての説明を行っていく。支援を始める際には、懲罰が何回、犯罪内容がどうだといった負の情報は沢山出て来ていた。受刑者が社会に出てきて更生しようという時に、そういった負の情報は必要であるが、趣味は何か、夢は何か、小学校の時に絵を描いて褒められたといったような情報も必要。受刑中から社会に復帰した時の拠り所として生きがいを持つ支援を如何に行っていくのかという取り組みをしている。ほとんどの人が褒められたことが無く罰ばかりを受け続けて来ており、周囲からも「またお前か」と、それを当然の事だとして認識されてきた。

居住支援・自立支援

■助けを求められた時に、まず手を差し伸べる事の重要性

- ・持ち金を使い果たし、済みませんと連絡してくる方がいる。生活していた場所から何度も飛び出しては所持金（多いときは100万円程度）をスナックで使い果たし、助けてくれと言ってきて福祉施設に繋ぐとまた飛び出していく。交番から連絡があり、今から無銭飲食するから俺を逮捕してくれと言っている人がいると。迎えに行ってみると反省しているという。その時点で現場からはもう駄目だという声もあった。
- ・しかし、SOSを出した時にそこに手を差し伸べる。今までは助けを呼んでも「またお前か」と手を跳ね除けられてきた。彼らが本当に助けを求めた時にまずは手を差し伸べてみる。それがそういった方の後の人生においては安定剤として作用していることの方が多い。だから飛び出すときには必ず名刺を渡して困った時には連絡しなさい、犯罪を犯す前にと伝えている。認知行動療法等といっ

た専門的支援も大事だが、彼らの成育歴を考えた時に、如何に『立つ瀬』のある関わりをしていくか、SOS を発した時にまたかと跳ね除けるのではなく手を差し伸べること自体が、これまで 240 人の支援を行ってきた中で、実は大事であるということが分かってきた。

出口支援

■これまでの生活歴を踏まえた支援 ハーム・リダクション

- ・そもそも生活歴が全く違う方が多い。社会から排除され続けた結果、暴力団に入る以外に生きていく方法が無かったなど、皮肉にも暴力団がある種のセーフティネットの代わりに果たしていた例もある。そういう世界では制限無く自由気ままに生きることがむしろ望まれ、依存症などに陥る方が多い。そういった人生を送ってこられた方は、一度福祉による支援を受けて一息ついたとしても、段々と福祉の支援を受けることに息苦しさを感じてくることも少なくない。そのような際にオランダのハーム・リダクション政策の様な視点で捉える事がとても重要だと考えている。
- ・ハーム・リダクション政策は薬物依存症者を取り締まる際に厳罰化を進めたところ、薬物依存症者達は地下に潜ってしまい、その結果として注射器針の打ち回し等による HIV 感染などの 2 次被害が広がってしまった。そこで発想の転換を行い公的機関、例えば保健所などで注射器の針を配ることにした。これにより保健指導ができるようになった。これは賛否両論有る様であるが、害を一気に零にするのではなく、まず減らしていくという害軽減の考え方。これは対象が触法者であっても有効であると考えている。生活していく上で色々なトラブルが生じるが、それが法に触れる者でなければ良いのではないかという事である。パチンコ屋やスナックへ行くという方が多いが、これまで生きてきたバックボーンが違う方が相手である以上、それをいきなり全て禁止するのではなく、まずは生活する分を残しておくように伝える。そして残すことが出来たのならばそれをきちんと評価する。

支援個別事例

■希望を持って刑務所から出所することができる支援

- ・諫早市の刑務所では、受刑者たちが自らゲートボール場を作り、ゲートボール協会の方と試合をしたりしていた。刑務官の方が言っていたが、ゲートにボールが通っただけで非常に喜び、それが他の受刑者の楽しみにもなり、日々の生活の張りにもなっている。刑務所を出たらゲートボールをやりたいといった希望を口にする受刑者もいる。
- ・受刑中に南高愛隣会の更生保護施設「雲仙・虹」を見学するプログラムを受講した第一号の方が昨年 6 月に出所したが、その際に語られた言葉が非常に印象に残っている。その方は他県で放火を繰り返してしており、故郷にはそれを迎える母親がいたので帰る場所があった。しかし戻っても、その度にまたあいつが帰ってきたという白い目で見られていたため鬱憤晴らしの為に放火をしていたという事だったが、その方は障害があった。その方の出所を出迎えた際に、ゲートボールという趣味と出所した後の生活支援を行う更生保護施設「雲仙・虹」の存在を知ったその方は「僕は初めて希望を持って出所することが出来ました。」という言葉をいただいた。

今後の課題・事業の成果等

■地域の連携による長期的なスパンでの継続的な支援

- ・対象者自身が抱える生活上の課題をゆっくりと改善できるようにすることが重要であるが、ゆっく

りと改善を支援し続けることは、一人のスーパーマン或いは一つの事業所だけでは不可能である。官民協働による組織横断的な多機関連携チームによってその時その場所に応じて様々な役割の人が関わって行くようにする必要がある。そうでなければ持たない。

⑦-2 長崎県 指定更生保護施設 雲仙・虹

社会福祉法人 南高愛隣会

居住支援の概要、取り組みの内容

■設立時期

- ・更生保護施設「雲仙・虹」開所 平成21年4月2日

■設立してからの現況

- ・2009年4月2日～2013年1月10日の利用者数合計112人。その内高齢もしくは障がい者が全体の84%。知的障がい者は全体の61%

■事業内容

(1) 受け入れ準備

- ・受け入れ準備、アセスメント、個別支援計画作成

(2) 生活支援

- ・生活支援（居室の賃与、衣服の支給、食事の提供）、各種支援（免許資格取得指導、余暇各種助言指導、賃金の貯蓄指導）、健康管理等。また、地域奉仕活動、入所者のみの自治会の会議、レクリエーション等も実施

(3) 日中支援

- ・日中活動は法人内や他法人の福祉サービスを利用（就労継続支援A型の体験利用、犯罪防止学習、SST（ソーシャルスキルトレーニング＝社会生活技能訓練）、生活介護で重度の障がい者の方との交流等）、「雲仙・虹」を中心にした生活支援（ボランティア活動、ケアホーム体験利用、食事作り、当事者ミーティング等）

(4) 就労支援

- ・一般就労を目指す方は、一般事業所、福祉事業所等と連携し、就労に向けた求職活動、就職活動、就職関係書類指導等を支援

(5) 帰住先決定

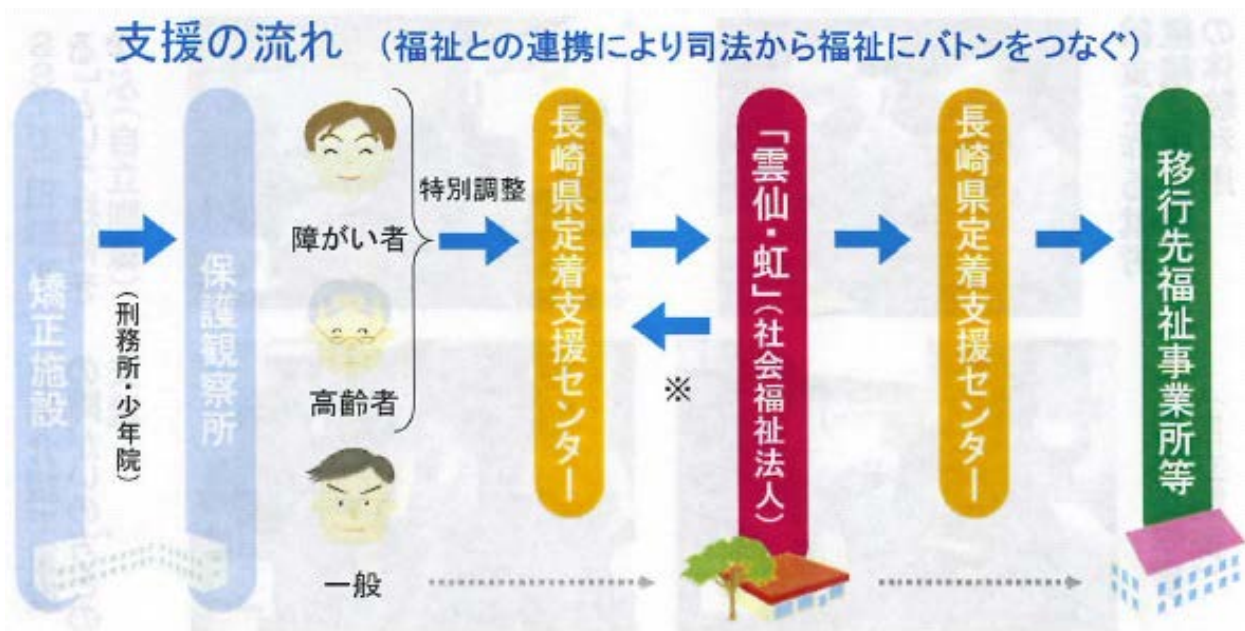
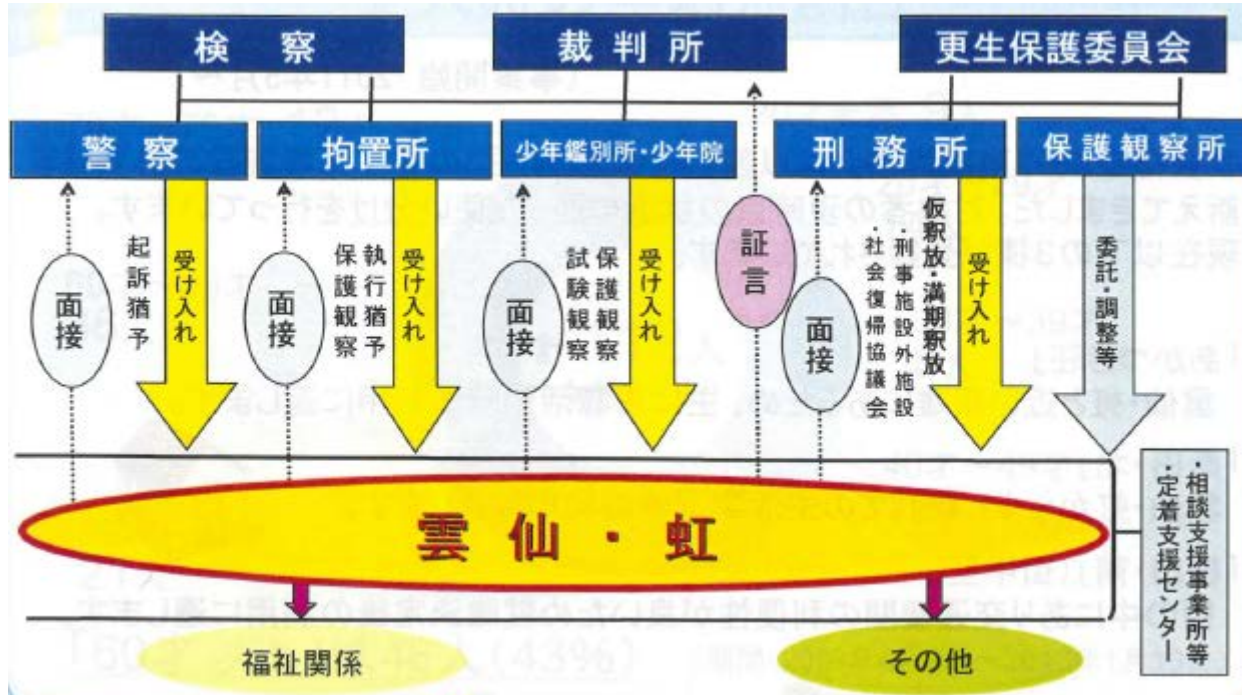
- ・帰住先・関連機関との打合せと調整、福祉事業所へ移行、フォローアップ（アフターロング）

※滞在期間：原則6か月以内（障がい者・高齢者は更に6ヶ月延長可）

■活動実績

- ・社会福祉法人の運営としては全国初となる更生保護施設
- ・福祉職（社会福祉士等）の配置
- ・高齢・障がい受刑者支援、出所後の生活体験事業（長崎刑務所からの更生保護施設や職場訪問体験）

■事業全体の枠組み



※ 一般の入所者で障がいの疑いがある者は定着支援センターへつなぎ判定機関で判定



雲仙・虹



居間



廊下



ボランティア活動等写真掲示



新しい旅立ちを祝う会（送別会）
写真展示



雲仙・虹だよりの発行

入口支援

■刑務所の福祉施設化に対する福祉と司法の連携

- ・山本譲司氏の講演をきっかけにした厚生労働科学研究（田島班）の調査等から、矯正施設（刑務所・少年院）の中に高齢者や障がい者が多く存在している。帰住地や身元引受人がおらず、手持ちの資金も乏しい高齢や障がいのある満期出所者が生活に困窮した結果、出所後に短期間で犯罪を繰り返していることが明らかになってきた。福祉による支援制度に繋がる手段もそもそもその知識も無く、自分が障がい等の課題を抱えているという実感もない。

■犯罪数や罪名だけでは分からない支援対象者の実態を把握

- ・矯正施設への入所度数の最高は 28 回である。前科 28 犯と等と聞いたら職員はおどろく。しかし、28 回刑務所に入ったという事は 28 回も出たり入ったりできた程軽い罪しか犯していなかったという事。本当に重い犯罪を犯して長年刑務所にいたとすれば、それだけ前科の数は少なくなるはずである。実際の罪は万引きや無銭飲食等であり、ここも誤解を解く必要がある。
- ・受け入れた元受刑者の今刑罪名は 54%が窃盗であり、盗んだ品物の内容はおはぎや弁当、ジュース等が圧倒的に多く、生活苦が主要な理由である。14%を占めている詐欺はうどんの食い逃げ等の無銭飲食や無賃乗車が主な内容。オレオレ詐欺に代表される狡猾な方法で高齢者等の弱者から何百万円など巨額の金銭を騙し取るような詐欺罪を犯した者は誰もいない。

居住支援・自立支援

■犯罪の一手手前の黄色信号で踏みとどまれたことを評価

- ・ここでも抜け出した後で持ち金を使い果たし、すみませんと連絡してくる人がいる。その時に「この先どうするのか、また悪いことをして刑務所に行くのか、それともやり直すのか」と確認し、「やり直す」と答えたら迎えに行く。そして帰りの車の中で、「今日の事は絶対に忘れてはいけない」と約束する。黄色信号で踏みとどまれたという事であり、それは意義のあることである。
- ・家宅侵入罪により拘置所にいた聾啞者は知的障害の疑いがあるということで、保釈金を払い更生保護施設「雲仙・虹」に入所させ更生支援計画を開始させ、ソーメン工場での作業を行うようになった。その結果保護観察付執行猶予となった。

出口支援

■強みを評価することで、社会に居場所があることを伝える

- ・入所された方はこれまでは特技など良い所を評価されたことがほとんど無く、悪い所を叱られ続ける人生を送ってきた。そこで良い所を見つけ感謝状は乱発するぐらいに出すように職員に指示している。そうすると本当に変わる人が出てくる。
- ・更生保護施設「雲仙・虹」で開かれる餅つき大会では、「雲仙・虹」から地域社会に移行した方も集まってくる。去年も福岡からわざわざ参加するためだけに来た方もいた。スーツにネクタイを締めて、立派になった自分を見せにやって来る人もいる。更生保護施設「雲仙・虹」のみんなは心の中のもう一つの家族であり、心の故郷になっているのかもしれない。

支援個別事例

■社会から排除され続けてきた人と対等な目線で接する

- ・ 28 回軽犯罪を繰り返した方は社会に出ることが恐く、刑務所に戻りたいという理由で、一般社会で生きることそのものへの恐怖からであった。(雲仙・虹全体の入所平均数は 6.2 回)
- ・ この方は 61 歳の男性であり知的障害があった。周囲から好かれる人であり、他県の福祉事業所に移る際に行く、日常生活の体験実習を行ったら、1 回で先方の管理者から OK が出た。いつも笑顔が浮かべて、職員の後をついて行っては色々お手伝いをしている。
- ・ 矯正施設に入った回数は 28 回であるが、入っていた期間を計算すると合計 34 年間になる。人生の大半を刑務所で過ごしてきたことになる。
- ・ その方は更生保護施設「雲仙・虹」に入った際に「女性と話せて感動した」。「嬉しかった」ではなく、「感動した」という言葉は通常はまず出てこない。一般的には、障がいがあり犯罪者という身の上では上から目線の対応をされるか距離を取られる。更生保護施設「雲仙・虹」では対等な目線で共に頑張ろうというのが原則なので、そこがうれしかったのではないかと考えている。

今後の課題・事業の成果等

■本人の強みを見つめつつ支援を続けることの重要性

- ・ 申し送り等で沢山出てくる「負の情報」も必要ではあるが、「強みとなる情報」にも注目する。
- ・ 支援をしても何度も犯罪を繰り返す人もいる。しかし、犯罪を犯していない、普通に過ごす期間がだんだんと広がっていくことは大きな意味がある。
- ・ 「再犯」は無いことに尽きるが、その間隔(スパン)が広がることは服役も減る事であり、本人と社会の両方に有益。
- ・ 関わったスタッフは再犯の間隔が広がることで、「支援の失敗」ではなく「次の支援の為の仕込み！」という新たな気持ちで取り組むことが出来る。
- ・ 地域に戻った時に生きがいを持って、孤立しないように多くの人を巻き込んだ支援を行う。(ボランティア、行事、清掃等)
- ・ 幸せづくりを目ざし愛する人との生活を支援し、再犯を行えば、悲しむ人がいるという事を感じ、結果再犯等を抑制する。

⑦-3 長崎県 地域社会内訓練・再訓練事業

社会福祉法人 南高愛隣会

居住支援の概要、取り組みの内容

■設立時期

- ・雲仙愛隣牧場開所 昭和53年4月5日
- ・地域社会内訓練事業トレーニングセンターあいりん、GH・CH群さつきへ移行 平成19年4月

■設立してからの現況

- ・地域社会内訓練・再訓練事業、現在（平成25年1月31日）までの支援実績79人

■事業内容

(1) 基本訓練

- ・挨拶・体力訓練、和牛飼育作業、地鶏飼育作業、農家手伝い、法人内他部署との連携支援

(2) 特別訓練

- ・犯罪防止学習、犯罪と償い（日記、奉仕活動）、SST（ソーシャルスキルトレーニング＝社会生活技能訓練）、性教育、セラピー、当事者ミーティング

※滞在期間：原則2年以内

■費用負担

サービス利用料	トレーニングセンターあいりん利用料（1割負担）	748円/日
	グループホーム・ケアホーム群さつき 利用料（1割負担）	181円～561円/日
実費	朝食夜	実費
	家賃	6000～12000円/月
	共益費（水道・電気・消耗品、新聞代等）	実費
	共有備品費	2500円/月
その他	医療費	実費
	小遣い（日用品含む）	実費

（平成22年12月現在）



※1 サービス利用料は本人の障害程度区分及び本人・配偶者の収入に応じて上限額が決められます。罪を犯した障がい者の人達は収入がないため、ほとんどの人が「0円」です。

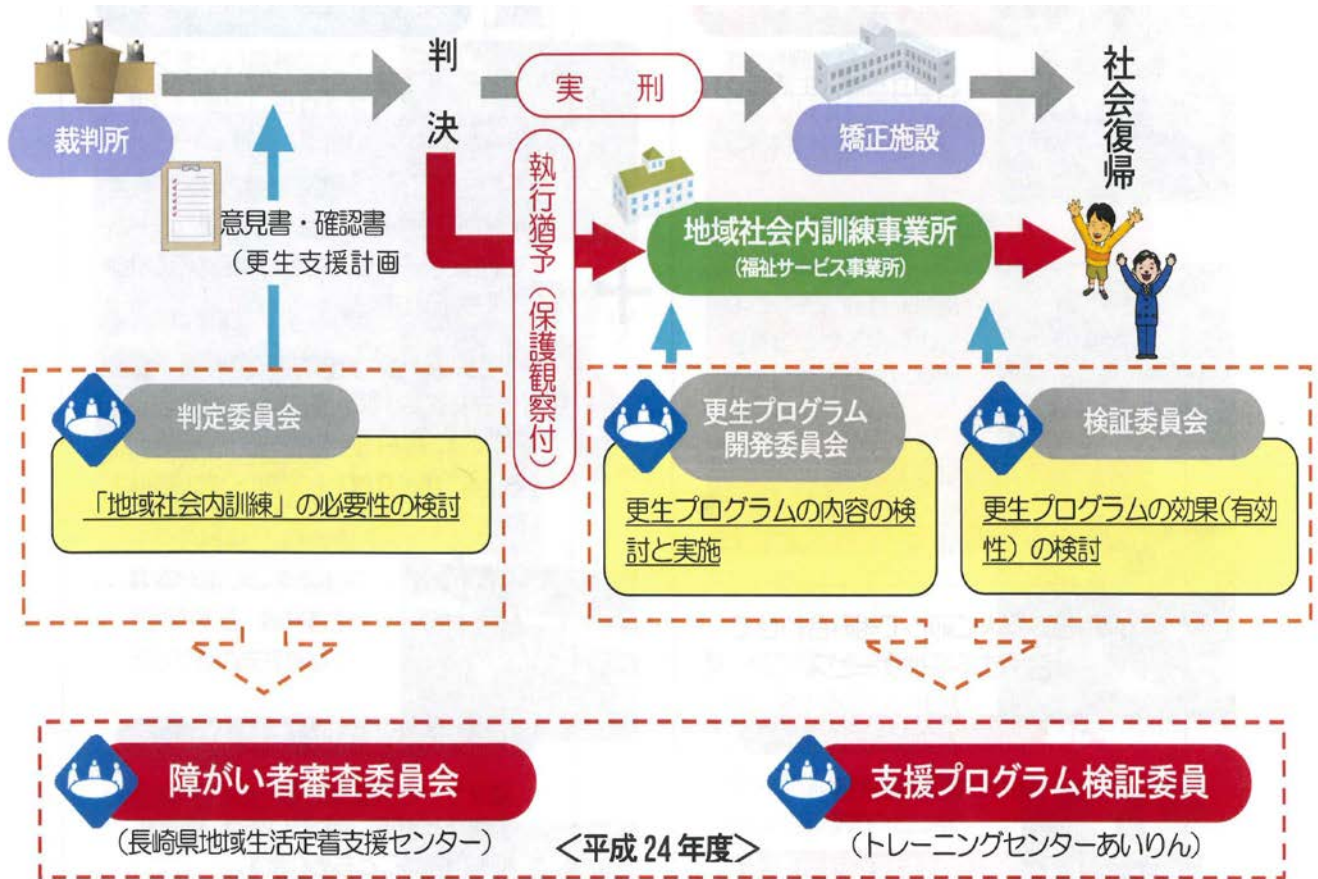
※2 日中に福祉事業所を利用している時の食費は「食事提供加算」により費用負担の軽減が図られています。

※3 平成23年10月～申請を行うことで家賃助成が上限10000円まで受けられるようになりました。上記の家賃は家賃助成前の金額です。

■活動実績

- ・2010年より厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」の一環として、執行猶予や保護観察の段階から罪を犯した障がいのある人を福祉事業所で受け入れ、更生支援を行うモデル事業「地域社会内訓練事業」をスタート

■事業全体の枠組み



グループホーム・ケアホーム群 さつき (共同生活援助・共同生活介護)

生活の場

すみれ荘 (定員5名) (男性、職員宿直型)
 ひばり荘 (定員6名) (男性、職員宿直型)
 さつき荘 (定員5名) (男性、職員通い型)
 あすなる荘 (定員4名) (女性、職員宿直型)

あかね荘 (定員4名) (女性、職員通い型)

- 少人数での生活 (全室個室対応)
- 全5棟
- 男性用：3棟、女性用：2棟
- 職員宿直型：3棟、職員通い型：2棟
- 「職員宿直型」のホームから、地域の生活に近い「職員通い型」のホームへと段階的に訓練を行う



和牛飼育



和牛飼育



つしま地どり飼育



つしま地どり飼育



おおぞら牧場



おおぞら牧場



コロニー・エンタープライズ
製麺工場



麺類の販売

入口支援

■矯正施設に入所する前に課題を抱えた人を拾い上げる

- ・矯正施設出所直後は療育手帳がなかったり、手続きが間に合わず福祉サービスが受けられないという人を緊急シェルターとして「雲仙・虹」が受ける。触法被疑者を引き受ける際に、「雲仙・虹」を活用しながら自立訓練や共同生活介護・援助を受けられる手立てを整え入所を受ける。
- ・矯正施設出所者だけではなく不起訴処分や起訴猶予処分もしくは執行猶予付き判決になった高齢者や障がい者が本来の支援の対象。矯正施設より福祉的な支援の方が妥当と判断された場合、その旨の更生支援計画書等を裁判所に提出する。
- ・「雲仙・虹」で受け入れるのは健常者も含まれるが、トレーニングセンターあいりん・GH・CH群さつきで引き受けるのは全て障がい者。「償う」という要素も入っているため、テレビ等の日常生活に関わる機能が制限されているものもある。

居住支援・自立支援

■生活リズムの安定を目的とした訓練

- ・学習では先ず要となるのは生活であることを教える。ほとんどの人がこれまでしっかりとした生活を送っておらず、その支えも無かった。生活の中で孤立してしまえば、犯罪はしないという気持ちも薄れてしまう。周りの人に支えられているという自覚があれば犯罪を留めることができる。
- ・「雲仙・虹」と比べてグループホームは小舎制で人間関係が濃いので、人間関係の軋轢などからここでの生活を送れるようになるのが少し遅れがちになる。そういうこともあり「雲仙・虹」に住みながら日中活動だけこちらに来ている人もいる
- ・特徴のある事例として、本人に家族がいる場合、しっかりとした更生訓練にいとむため、本人の家族もこちらに呼び寄せて環境を調整しているものもある。
- ・性の支援は避けて通れないので、法人内に性支援検討委員会を作り、本人のプライバシーを守りながら支援をする。本人の嗜好は様々なので、個々人に応じたそれぞれの支援を心掛けている。
- ・性衝動をコントロールする方法が分からずにいるままに間違った行動に出ると他者に迷惑をかけてしまう場合がある。SST（ソーシャルスキルトレーニング＝社会生活技能訓練）等も利用し学習している。

出口支援

■コミュニケーション能力の向上が地域社会の居場所作りに繋がる

- ・SST（ソーシャルスキルトレーニング＝社会生活技能訓練）は集団で行うか個別で行うかを見極めた上で利用すると更に効果があると考えている。OTが長崎県社会復帰支援協議会において刑務所で出所間際の人を支援しており、刑務所の高齢者の支援を通じてコミュニケーションの勉強法を指導しており、地域に出た後で、人々とのコミュニケーションがうまくいくように支援を行っている。
- ・コミュニケーションの能力を上げるには人と接する機会を増やしていくことだが、なかなか他の福祉施設は受け入れてくれないのが実情。当事業所でも発達障がいがある人でパン工場で働くことから徐々に始めて次へ移った人もいる。

支援個別事例

■誰かに必要とされること

- ・地域の農家の手伝いを長年続けているが、行って手伝ったら、本人たちが「明日も行きたい」という。「夫婦だけで1週間かかる仕事が1日で済んだ。手伝ってくれて本当に助かった」と言われたとのことで、出番があり誰かに必要とされていることを感じる事が出来た。プログラムに奉仕作業を入れ、依頼があれば可能な限りどこにでも手伝いに行くようにしている。

今後の課題・事業の成果等

■他者に迷惑をかけたことの償いと日常生活訓練

- ・初犯であろうと累犯であろうと担当弁護士が障がい等に気づかなければ、そのまま矯正施設に送り込まれてしまい、それを繰り返すだけになってしまう。警察が犯罪行為を確認した段階で、本人の抱く課題に気付いてくれるようになることが望まれる。そういった人達を社会内で訓練するための受け皿として機能している。
- ・障がいがあり罪を犯した人に出来るだけ早い段階から福祉が関与して、障がい特性に応じた更生支援(訓練)を行っていくことが必要。
- ・執行猶予だけでは司法の強制力がない。悪いことをしたという認識が薄れてしまう可能性がある。保護司の様に法的関与で注意してくれる人がいない為、悪いことをしたという実感が無いに等しい。執行猶予でも悪いことをした結果として地域社会内訓練を受けることになれば、償いも含めた再犯防止訓練となる。
- ・障がいのある人にとって、執行猶予の判決は、「おとがめ無し」と勘違いしてしまう。折角の更生の機会・期間を有効に「生き直し」に繋げるためには法的システムとして地域社会内訓練を受けることの義務付が必要ではないか。
- ・福祉サービスのように契約形式では、本人が契約に応じないと成り立たず更生改善に結びつかない。よって法的に位置付けることが求められる。
- ・障がいのある人に対して矯正施設出所後5年以内の再犯・執行猶予中の再犯は、「司法との約束を軽視している」とか、「反省していない」からでない。これは、再犯せずに生きる方法・支援を未だ獲得していないからである。一概に再犯者を厳罰に処するのではなく、障がいのある人たちにあった地域社会内訓練の道を視野に入れる必要があるのではないか。

2-3 事例検討からみる居住支援事業モデルのまとめ

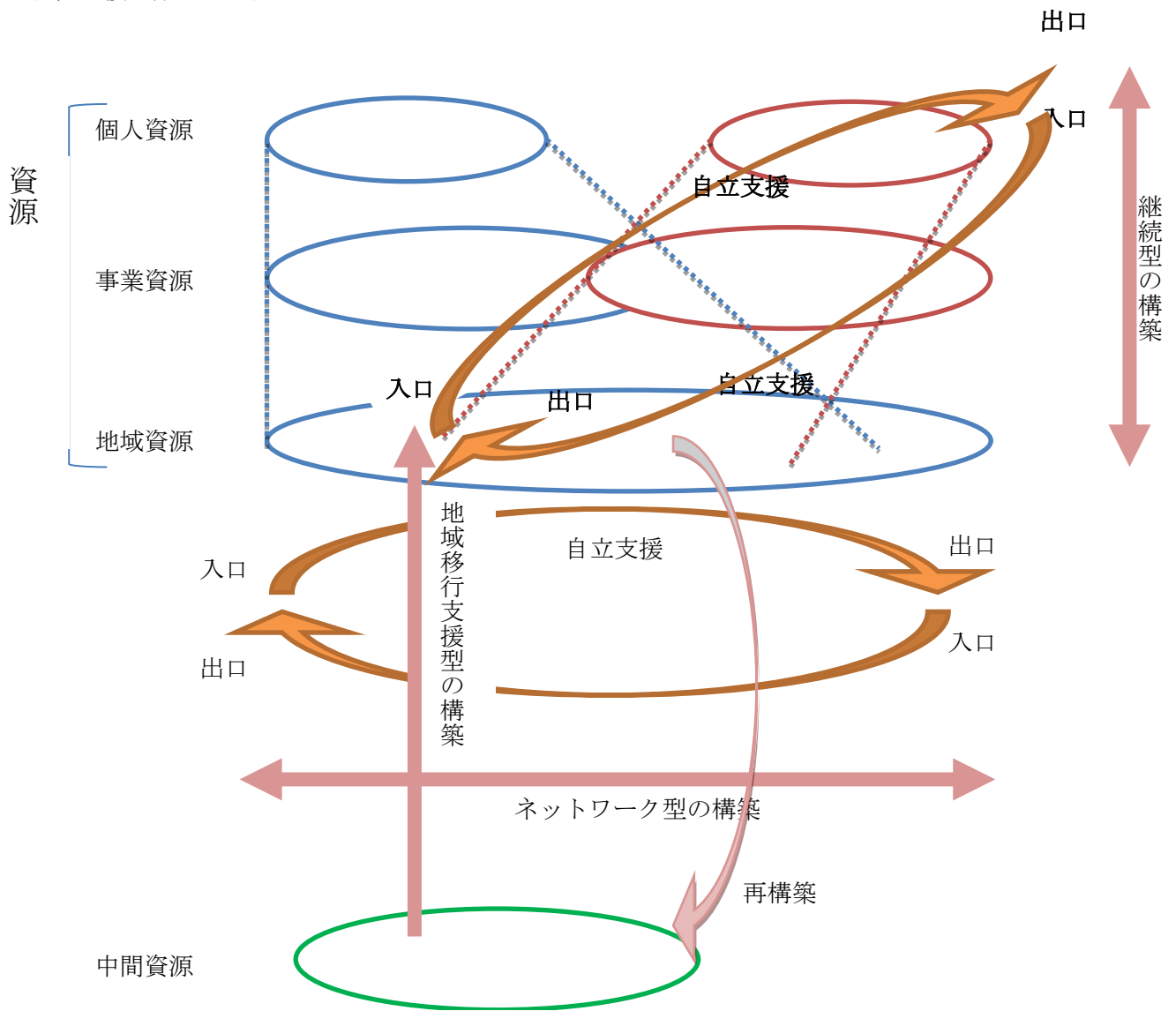
居住支援事業モデルは3タイプに分類される。

- ①ネットワーク型
- ②継続型
- ③地域移行支援型

主な居住継続困難事由に応じて、必要な居住支援モデルは異なる。

居住支援モデル	主な居住継続困難事由	有効な居住支援方法	主な運営コスト	政策効果
ネットワーク型	賃貸住宅への入居拒否 要介護・要医療 交通弱者	・入居を拒まない賃貸住宅情報インフラの整備 ・総合相談窓口の設置 ・低廉な賃貸住宅の確保	・初期インフラの整備 ・賃貸情報の管理 ・相談支援員 ・協議会の開催	・早期発見 ・介護、医療の重度化予防 ・空家対策 ・福祉と住宅の連携
継続型	失業・離別（孤独） ホームレス 高齢単身男性	・ソーシャルワーク ・同行支援 ・自宅訪問	・ソーシャルワーカーの人件費	・ケースワーカの負担減少 ・生活保護の自立の助長 ・社会関係資本の構築
地域移行支援型	高齢累犯障害者（知的障害） 高齢精神障害者 アルコール依存等	・コミュニティソーシャルワーク ・福祉・住宅・司法関連機関ネットワークの構築	・コミュニティソーシャルワーカーの人件費 ・地域連絡会議（ケアカンファレンス）運営費 ・中間施設運営費	・精神病院、矯正施設の負担減少 ・ケースワーカの負担減少 ・生活保護の自立の助長 ・地域ネットワークの構築

居住支援事業モデル図



有期限の施設内で地域移行のネットワークを構築し、地域資源に繋げる。

居住支援協議会の現状

- ・27 居住支援協議会の立ち上げには、3つのルートがみられる。①従前の国土交通省が行っていた、「あんしん賃貸支援事業」を引き継ぐ形。②県・市の住宅部局の主導による事業展開。③国土交通省の補助事業「民間賃貸住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を契機として設立。
- ・設立時期は、ほとんどが平成 23 年度から。設立して間もないためか、要住宅確保配慮者への居住支援までいならず、ニーズ調査、パンフレット・ホームページの作成、協議会の開催などで基礎的なインフラを整備している段階。

居住支援事業のニーズの変化

- ・平成 22, 23 年は漠然とした不安の相談が多かったが、今年度は緊急性の高い相談が増えてきている（熊本市居住支援協議会）。他の居住支援事業の報告でも様々な課題に直面し、困難ケース等への対応も見られる。課題解決は、一事業者や一行政担当者だけの頑張りでは限界があり、フォーマルな制度に繋がらず、インフォーマルな関係性の構築が行われている。
- ・課題と支援の方法がミスマッチを起こしては解決にはつながらない。また、当事者が居住困難状態となった原因を詳しく聞いていくと、当事者の家族が深刻な課題を抱えていることがその原因である場合もある。

居住支援事業のモデル

居住支援事業は、大まかに分類すると「住み替えの支援」と「住み続けへの支援」が行われる。居住支援事業の比較は p87, 88 を参照。

・支援への入口

居住支援を必要とする当事者へのアプローチは、生活保護受給者や施設入所者、病院に入院しているなどであれば、支援対象が明確で接触の機会も多い。ただしそこから地域に移行していくにはハードルが高く時間がかかる。支援者と当事者の信頼関係の醸成や、支援者のアセスメントや相談援助能力が問われる。アプローチを継続的かつ根気よく行い続けることによって、徐々に当事者の意識が変わっている。

当事者の抱える課題が高齢、障がい、累犯、疾病、外国籍である事でも、またはそれらの複合であってもまずは当事者との信頼関係（ラ・ポール）を結ぶところから支援が始まるのは皆同じである。そして誰もが居住の支援を必要とする状態になる可能性がある。

地域で居住に困っている人へのアプローチは難しいが、それぞれの専門団体が個別に住まいを探すよりは、居住支援協議会等や住宅ソーシャルワーカー事業のように居住課題解決機能をもっているところに繋ぐことは有効であった。ただし、居住支援協議会の多くは設立間もないため、協議会のネットワークを活用した課題解決までには至っていない。今後の活用が望まれる。

・住み替えへの支援

自ら住まいの情報にたどり着ける人であれば、居住支援協議会等の住宅検索システムを活用していくのも考えられるが、居住問題を複合的に抱えている方は、システムがあっても活用方法が分からないため利用が進まない。路上生活、施設等から地域に移行するには、居住環境を整えていく必要がある。生活支援のベースは「ハウジングファースト」という指摘がみられた。

特に住み替え支援で成功している事例をみると、居住支援事業の初期の段階で担当者が不動産会社や賃貸住宅オーナー等を周って当事者の説明や理解を求めるのに労力を費やしている。

救護施設、矯正施設等、またはホームレス状態からの地域移行は、いきなりアパートに住まうのではなく、中間施設内で生活力形成や生活訓練を行っている。一つ一つ段階を踏んで成功の体験を積み重ねていくスモールステップ方式による支援が重要となる。

・住み続けへの支援

住まいを見つけて終わりではなく、当事者にとってはそこからが生活のスタートとなる。見守りをベースに、状況に応じて各種の制度へと繋げていく。当事者が住み続けることに失敗した場合、再訓練・リスタートする場所として中間施設（短期間の逃げ場所・受け皿）が必要とされる。

失敗と成功を繰り返すことで徐々に地域での生活に馴染んでいくソフトランディング的な支援を行う。

当事者のこれまで生きてきた人生を尊重し、例え多少の問題を孕んだ生活実態であっても、いきなりその全てを改めさせるのではなく、まずは周囲の迷惑や将来に支障をきたさない範囲で自由に生活を送らせることを目指すというハーム・リダクション政策的な視点を重視する場合もある。そこから改善が出来ていく度にきちんとそれを評価することで段階的に生活の質を向上させていく。

・生きがいへの支援

支援者がいたれりつくせりの支援を続けると、当事者はサービスの受け手のみの存在となり、自ら人生を創造していく能力を奪いかねない。支援者にとってもどこまで支援をすればよいのかという問題がつかまとう。「仕事」、「役割」、「仲間」、「居場所」といった本人が決定し、望むような生きがいに繋げていく支援をすることによって、支えられる側から支える側へと立場が変わっていく。なお、ホームレス状態や施設・病院暮らしが長い方は、地域生活そのものをした経験が乏しく、生きることに迷いが生じる。迷うことそのものを評価し、迷うことを支援する視点も指摘された。迷い、悩み抜いて、そこから選択した結論こそが、その方の本当にやりたい事であり、その実現を目指した支援を行う事が、その方の生きがいの獲得に繋がっていくと考える。

・地域資源への支援

居住問題を、点ではなく、面的広がりやと長期的な時間軸でとらえる。人材育成、社会醸成、連携促進等への取り組みは短期的には成果は少ないかもしれないが、長期的な視点にたつて取り組むと、10年後には大きな成果が期待できる。特に高齢者の居住問題は、排除の論理が働きやすくなるため、地域の課題を可視化するためにも、地域資源への支援は地味ではあるが重要な取り組みとなっている。

地域資源への支援の第一歩は、地域住民の人達に、自分の隣に居住で困っている人がいるという事、そしてその実態を正しく伝える事である。

・支援の出口

どの事業にも共通して指摘されたのが、最終的な出口設定は、支援者（事業者）ではなく本人が決める。支援者は制度の枠組みで出口設定を設けているが、支援終了で放り出すのではなく、何かあったら連絡してほしいなど、継続的な関係性の維持が考慮されている。

居住支援は本人の人生の支援に繋がっている。

居住支援事業比較

		熊本市居住支援協議会	豊島区被保護者安心支援事業	高齢者世帯訪問支援業務	埼玉県住宅ソーシャルワーカー	聖隷福祉事業団 聖隷厚生園	南高愛隣会 雲仙・虹	
支援対象		住宅確保要配慮者 (低額所得者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、他)	65歳以上の居宅生活を送る高齢者世帯で生活保護受給者	生活保護を受給している高齢者世帯	無料低額宿泊所利用の生活保護受給者のうち地域生活への意向のある者	精神科病院退院者・出所者・ホームレス等の生活困窮者、地域で暮らす障害者	矯正施設等を退所した障害者・高齢者、地域で暮らす障害者	
支援の特徴		住宅セーフティネット法第10条に規定されている居住支援協議会。 住まいの情報を収集し、インターネットを利用し広く公開している。 交通弱者の存在を考慮し、多数の相談窓口を地域に点在。さらに出張相談や相談会を開催。 事務局が地域の関係機関・関係団体等との連携・調整を積極的に支援。	NPO ワーカーズコープが豊島区より受託し実施。 生活保護のケースワーカーによる半年に1度の訪問では、高齢者見守りに不安があった。 本事業は支援員が月1回訪問し、見守り・相談対応を行うことで、利用者の住み慣れた住まいで生活の継続を支援する。	在宅介護支援センターが区より受託し実施。 支援員が3か月に1度訪問し、安否確認、相談対応、福祉サービス利用支援を行う。 3か月に1度の訪問では不安な世帯については、見守りを強化し、CWや地域包括支援センターとの連携による支援、入院・入所支援を行う。	県より委託を受けた社会福祉士の資格を有する「住宅ソーシャルワーカー」が、住み替え及び住み続けへの支援を行う。 民間アパート等への転居から、安定した生活まで、マンツーマンで一貫して支援する。支援は 有期限で6か月間を基本 としている。	地域での自立生活に向けた訓練と、居住継続の支援を、生活保護法事業と障害者自立支援法事業を組み合わせることで、利用者とのつながりを保ちながら 継続的な支援 を行っている。	これまで「司法」と「福祉」の狭間にこぼれ落ちて繰り返し刑務所に入っていた障害者・高齢者を、社会的に包摂し、豊かな地域生活の実現に向け支援を行う。 更生保護施設「雲仙・虹」は社会福祉法人の運営としては全国初。トレーニングセンターあいらんど GH・CH 群さつきと組み合わせ、「地域社会内訓練事業」を行っている。事業は 有期限 。	
支援への入り口	窓口	■あんしん住み替え相談窓口(居住支援協議会事務局) ■地域相談窓口				■地域生活支援センター(救護施設「讃栄寮」併設) ■障害者相談支援(障害者支援施設「信生寮」併設) ■浜松市障害者相談支援事業所		
	アウトリーチ	■相談会の開催 ■出張相談						
	その他	□地域の不動産事業者・地域の大家からの相談	□豊島区保健福祉部生活福祉課からの委託	□区からの委託	□福祉事務所からの依頼	□精神科病院 □刑務所等 □行政・福祉事務所 □地域の保健士	□保護観察所等 □長崎県地域生活定着支援センター □福祉事務所等 □矯正施設	
住み替えへの支援	住まい探し・転居	■情報提供・検索システム、相談対応、会報誌の発行			■面接相談、居宅移行への動機付け、物件情報提供、不動産業者への付添、交渉・契約等支援、引越し支援	■アパート探し支援	■帰住先決定支援(雲仙・虹)	
	住まいの整備	■持家活用入居支援事業				■賃貸アパートの一棟借り上げ	■GH・CH	
	生活訓練				■居宅移行へ向けた生活力形成支援	■保護施設、居宅生活訓練事業	■生活トレーニング、自立訓練・生活訓練	
	生計の確立				■生活保護受給手続き、就労支援	(救護施設入所者＝生活保護受給者)	■就労支援、生活保護受給支援	
	地域資源への接続	■福祉・不動産等の専門機関への協力依頼・相談			■地域資源への接続	■専門機関への接続	■帰住先・関連機関との調整	
	その他				■住所設定、緊急連絡先の確保、家族関係の修復、借金問題など居住設定の阻害要因の解消、軽減			
住み続けへの支援	見守り		■訪問時安否確認	■見守り	■見守り	(相談事業や訪問事業等の中で対応)	■GH・CHでの見守り	
	相談		■訪問相談支援	■相談対応	■相談対応	■保護施設通所訪問事業、地域生活支援センター、障害者相談支援、市障害者相談支援事業所 ■身体障害者療護施設	■GH・CHでの相談対応 ■相談支援事業 □長崎県地域生活定着支援センター	
	住まい					■食事サービス	■GH・CH	
	食事・家事					■受診同行	■弁当配食、GHへの食材配達	
	保健・医療		■訪問時体調確認、入院・退院・転院同行	■通院同行、入院時の準備、入・退院時の付添	■健康維持のための支援		■GH・CHでの健康管理・通院支援	
	福祉・介護		■生活課題、介護の必要性の確認 ■認定申請のための通院同行 ■介護サービスの点検	■福祉サービス利用支援 ■入所支援	■支援のネットワーク化	■短期入所、デイサービス、生活介護、日中一時支援、自立訓練事業、入浴サービス、生活介護事業	■GH・CHでの福祉サービス利用支援 ■生活介護、短期入所	
	生きがいへの支援	仕事・役割				■就労支援、地域活動・ボランティア活動への参加支援等	■就労準備訓練、就労移行支援、就労継続支援	■就労継続支援・就労移行支援
		仲間・居場所		■社会参加促進支援		■地域と絆を結ぶ支援	■居場所の提供、活動の場の提供	■GH・CHでの仲間づくり・趣味趣向支援 ■クラブ・サークル活動
その他				■管外のサ付・有老等入居者への訪問・生活状況の確認	■他法他施設の活用手続、生活力形成支援	■本人向け講座、利用者の周りの地域資源のネットワーク化	■宿泊型自立訓練施設等での再訓練	
地域資源への支援	人材育成	■相談員育成講座の開催						
	社会醸成	■オーナー向けセミナー・市民向けシンポジウムの開催				■福祉関係者向け講座	■調査研究事業	
	連携促進	■地域資源間の連携・調整支援						
	その他						■テキスト作成	
支援の出口		□地域の賃貸住宅への居住	□住み慣れた住まいでの生活の継続	□日常生活の自立促進、居宅生活継続 □病院・施設・サ付・有老等(居宅生活困難者)	□地域の賃貸住宅への居住 □地域コミュニティ(自治会等)や地域の社会資源(福祉・介護等)への接続	□地域での賃貸住宅での居住 ■継続的な関係の維持(相談事業、訪問通所事業、就労支援等)	□賃貸住宅 ■□GH・CH ■□日中活動の場あるいは就労の場	